

第4期

那須烏山市地域福祉計画

那須烏山市地域福祉活動計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月

那須烏山市・那須烏山市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行を背景に人口減少社会に突入するなど、社会全体が大きな転換期を迎えています。本市でも、令和2年の高齢化率は37%を超え、地域で暮らす人々の世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化や社会的孤立が憂慮されるなど、私たちの生活環境は大きく変化しています。



そのような中、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりのためには、行政における包括的な相談支援体制の構築や、地域住民がその地域の課題を把握し、解決に向けて主体的に活動していく地域共生社会の実現に向けて、行政、社会福祉協議会とともに、地域福祉の担い手として地域住民やボランティア、事業者、関係団体が連携し、みんなで支え合うまちづくりが求められています。

このような社会情勢に対応すべく、本計画では那須烏山市社会福祉協議会による「第4期那須烏山市地域福祉活動計画」と共通の理念・目標を掲げ一体的に策定し、取り組みを推進していくことで、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築や、地域力の強化を目指した計画としております。地域福祉の充実に向けて、市民や福祉関係団体等の皆様との協働を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「那須烏山市地域福祉計画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、市民意向調査や各種アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様や関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

那須烏山市長 川俣 純子

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進展、新型コロナウイルスの影響等で市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、地域や家庭での互いのつながりや支え合いが希薄化しております。

また、社会構造の変化に伴い、社会とのつながりを失った人の孤立や生活困窮者の増加、弱者に対する虐待・ひきこもり等が社会問題として数多く顕在化してきております。



このような中、国では、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手側」「受け手側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくという「地域共生社会」の実現を目指した取り組みが始まっています。

この度、社会情勢の変化や新たな課題にも対応すべく、「那須烏山市総合計画」を上位計画とした、地域福祉をより具体的に推進する計画である「地域福祉計画」と那須烏山市社会福祉協議会で策定する福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に作成し、各分野を横断的につなぎ、相互に調和を図りながら地域福祉を総合的に推進していくための計画として、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、「だれもがともに支え合う地域共生のまちづくり」を基本理念として、地域住民・福祉事業者・福祉活動者・市役所・社会福祉協議会等が手を携えながら、地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました市民の皆様や関係団体の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも地域福祉の推進へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

那須烏山市社会福祉協議会長 樋山 洋平

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 地域福祉の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 市民意見の反映.....	5
6 策定体制.....	6
7 「SDGs」と本計画との関係.....	6
第2章 那須烏山市の現状と課題.....	7
1 那須烏山市の統計データ.....	7
2 地域福祉に関するアンケート調査結果.....	16
3 地域福祉を進めていく上での主な課題.....	24
第3章 計画の方向性.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	27
3 計画の体系.....	28
第4章 地域福祉の推進に向けた取組（地域福祉計画・地域福祉活動計画）.....	29
圏域の設定.....	29
基本目標1 支え合える人をつくろう！.....	30
基本目標2 共に生きる地域をつくろう！.....	40
基本目標3 安全・安心のまちをつくろう！.....	53
第5章 計画の推進に向けて.....	64
1 計画の推進体制.....	64
2 計画の進行管理.....	64
【資料編】.....	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに「福祉」の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

こうした状況を背景に、市では、これまでに介護・子育て・障がい等の個別計画を策定し、福祉の充実に努めてきました。また、社会福祉協議会では「那須烏山市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉実践のための計画的な施策を展開してきました。

これからは、地域の絆はますます重要であり、地域でのコミュニティ活動を通じ、日ごろから顔の見える関係づくりを増やしていくことが大切です。そこに行政や関係機関が連携し課題解決を図っていくことが強く求められています。

そのうえで、地域福祉推進の基盤となる市と、地域福祉推進の中核的な役割を果たす社会福祉協議会が、理念と方向性を共有し、連携・協働しながら取り組みを進めていくことが重要となります。

そこで、本計画では、市の策定する「那須烏山市地域福祉計画」と社会福祉協議会の策定する「那須烏山市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域社会全体ですべての地域住民を支えることができるような体制づくりを目指します。



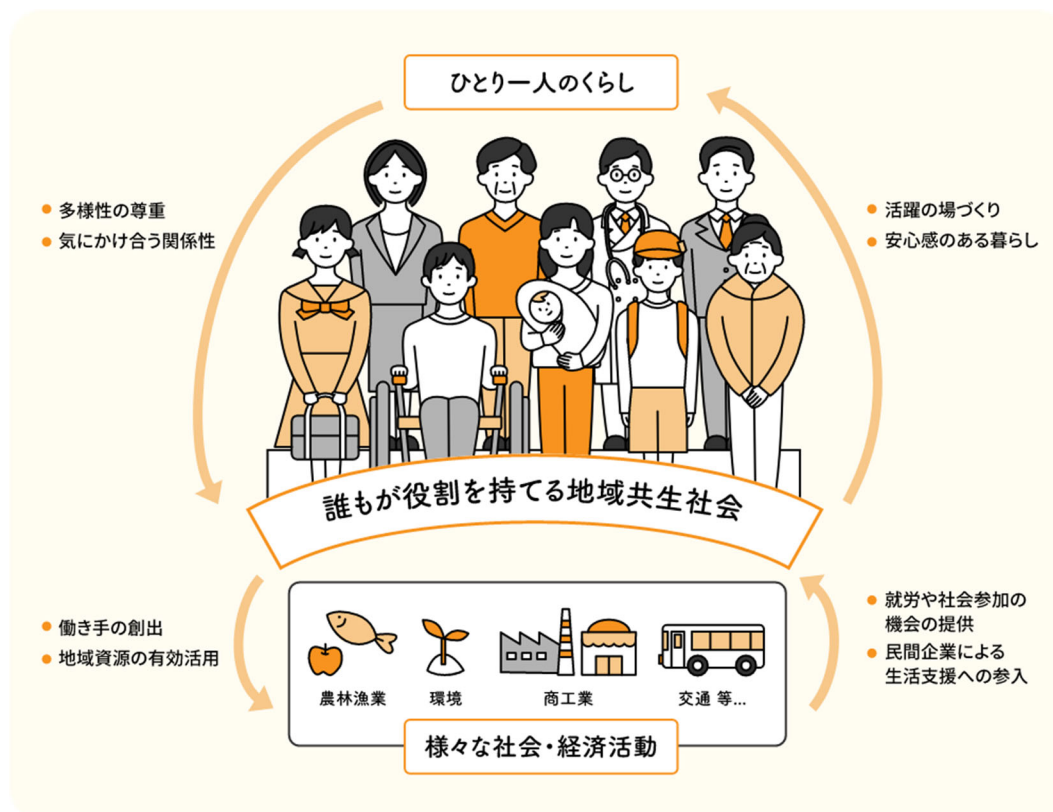
2 地域福祉の動向

○「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることを通じて、新たなつながりができ、地域住民同士がお互いを気にかける関係性が生まれています。地域における多様な社会的課題への取組が広がりつつあります。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

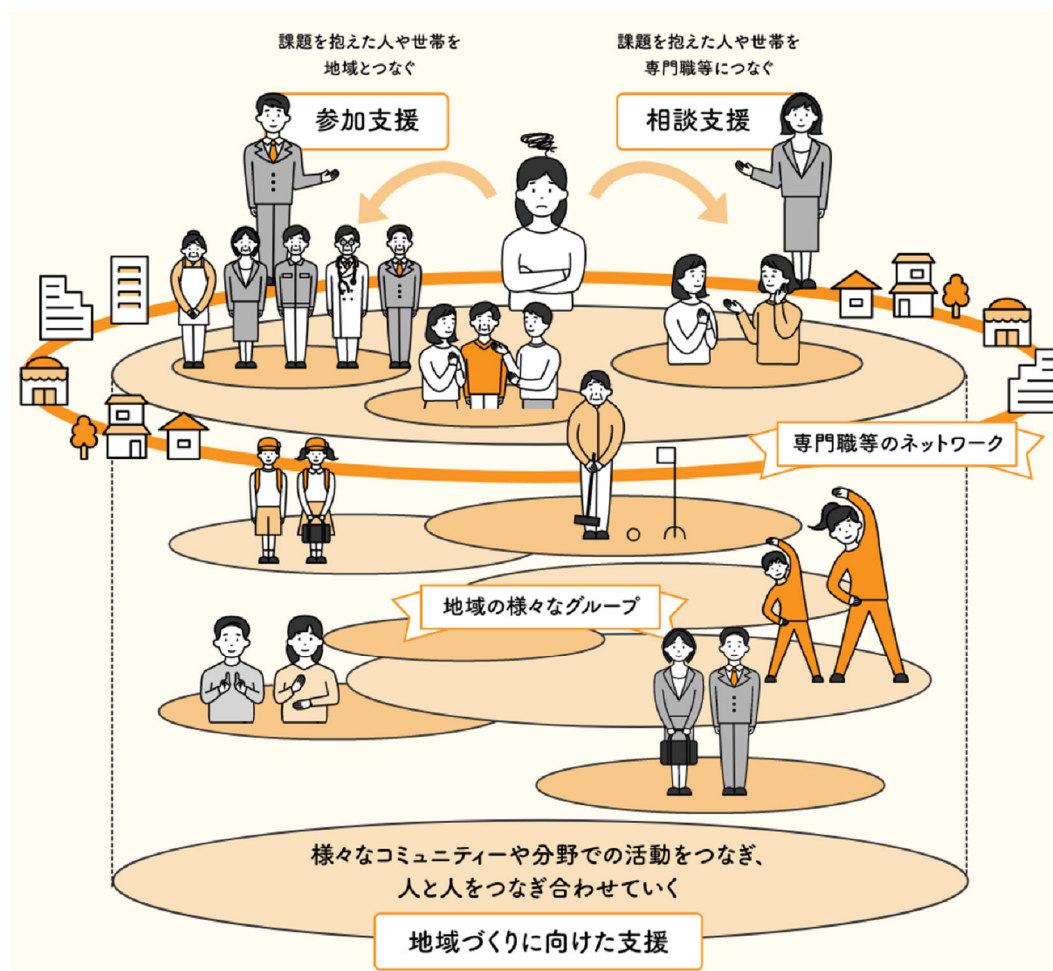
○本市が目指す包括的な支援体制の整備

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握でき、関係機関との連携等による解決が図られることが必要です。

このためには、地域の力と公的な支援体制があいまった、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制を整備する必要があります。

包括的な支援体制の整備に向けては、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築を目指し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を重層的に展開することが重要であると考えられています。

既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解し、地域住民の主体性を最も尊重し、関わる住民の意見を聴いた上で、行政から必要な範囲で活動を応援するというボトムアップの視点が求められています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

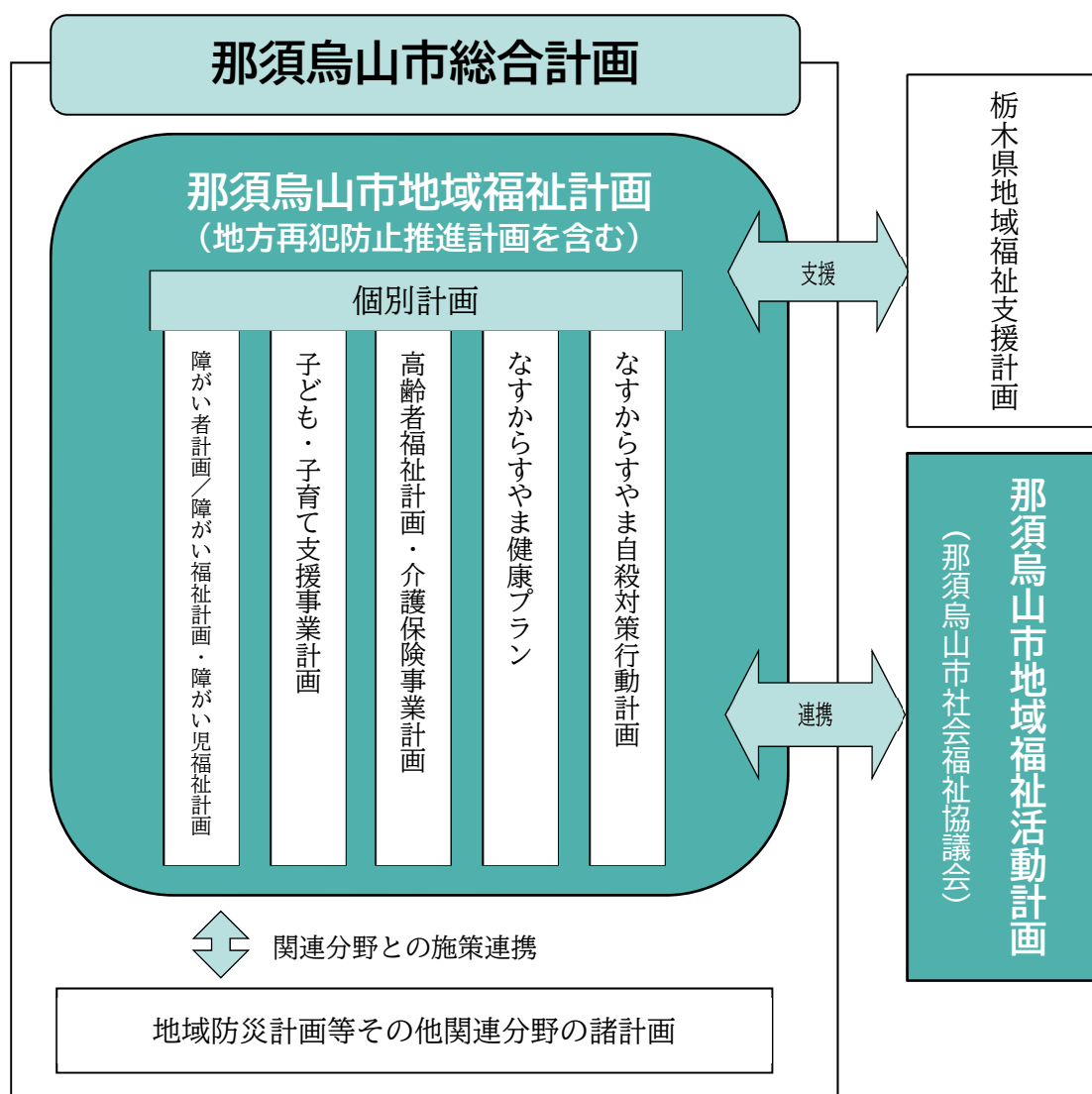
3 計画の位置づけ

本計画は、「那須烏山市総合計画」を上位計画とする、地域福祉をより具体的に推進するための計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得ながら地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉分野における上位計画に位置し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、なすからすやま健康プラン、なすからすやま自殺対策行動計画などの個別計画との整合性を図りながら総合的に推進し、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき定められる「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「那須烏山市地域福祉活動計画」と一体的に作成を行い、相互連携の強化を図ります。





4 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

計画名	西暦 元号	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9
第3次総合計画（R5～R9）		→				
第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（R5～R9）		→				
高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（R3～R5）		→	→			→
第2期子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）		→		→		
障がい者計画（第3期）（H30～R5）		→	→			
障がい福祉計画（第6期）		→	→			→
障がい児福祉計画（第2期）（R3～R5）		→	→			→
なすからすやま健康プラン第2期計画（H29～R8）		→				→
なすからすやま自殺対策行動計画（R1～R5）		→	→			
栃木県地域福祉支援計画〔第4期〕（R3～R8）		→				→

 現行計画
  次期計画以降

5 市民意見の反映

1) 市民意向調査の実施

地域福祉に関するアンケート調査、高校生アンケート調査、「総合相談支援等」に関するアンケート調査、「権利擁護等相談」に関するアンケート調査、支え合いネットワーク連絡会における意見交換会を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

（各調査結果については、第2章及び資料編をご参照ください。）

2) パブリックコメントの実施

広く市民からの意見を反映させるため、計画策定段階においてパブリックコメントを実施し、意見の集約を行います。

6 策定体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたり、学識経験者、福祉・医療等の関係団体、公募委員を含む市民の代表で構成する「地域福祉計画推進委員会」を設置します。この委員会は、計画策定をするだけでなく、策定後も計画の進捗等を検証・協議する組織として機能するものとします。

7 「SDGs」と本計画との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の構築を推進します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

【SDGs17の目標】

1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさも守ろう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

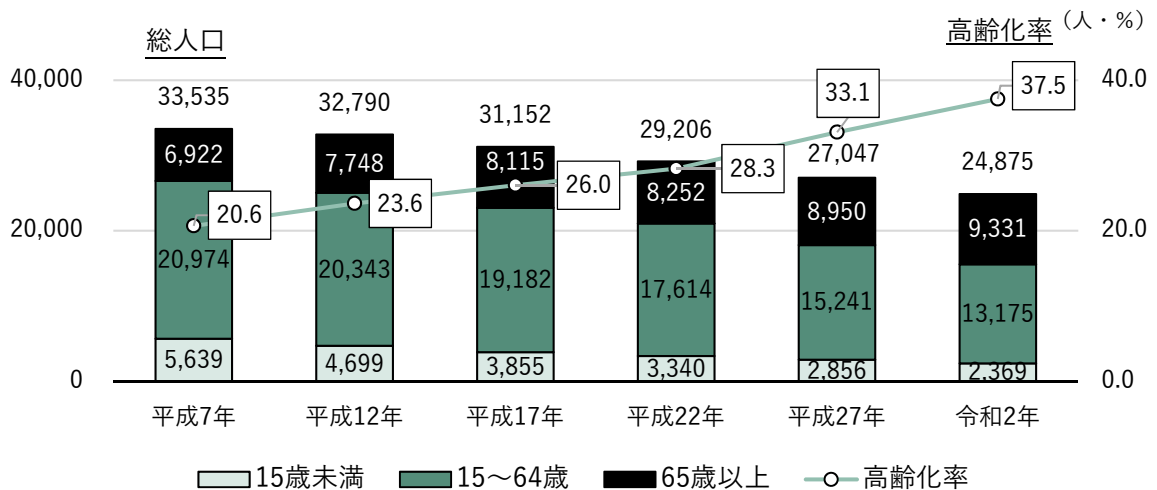
第2章 那須烏山市の現状と課題

1 那須烏山市の統計データ

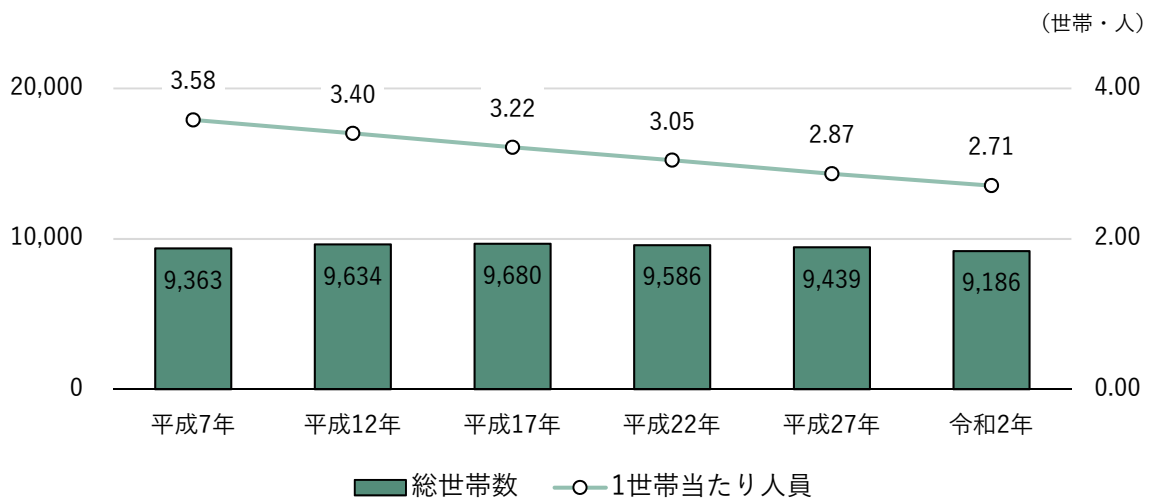
1) 人口、世帯、高齢化率の状況

総人口、総世帯数は減少傾向にあり、令和2年では総人口 24,875 人、総世帯数 9,186 世帯、1 世帯あたり人員 2.71 人となっています。一方、65 歳以上人口は増加傾向にあり、令和2年では 65 歳以上人口 9,331 人、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）37.5%となっています。

合併した年の平成17年からは、総人口で 6,277 人、総世帯数で 494 世帯、1 世帯あたり人員で 0.51 人の減少、一方、65 歳以上人口では 1,216 人、高齢化率では 11.5% の増加となっています。



資料：国勢調査

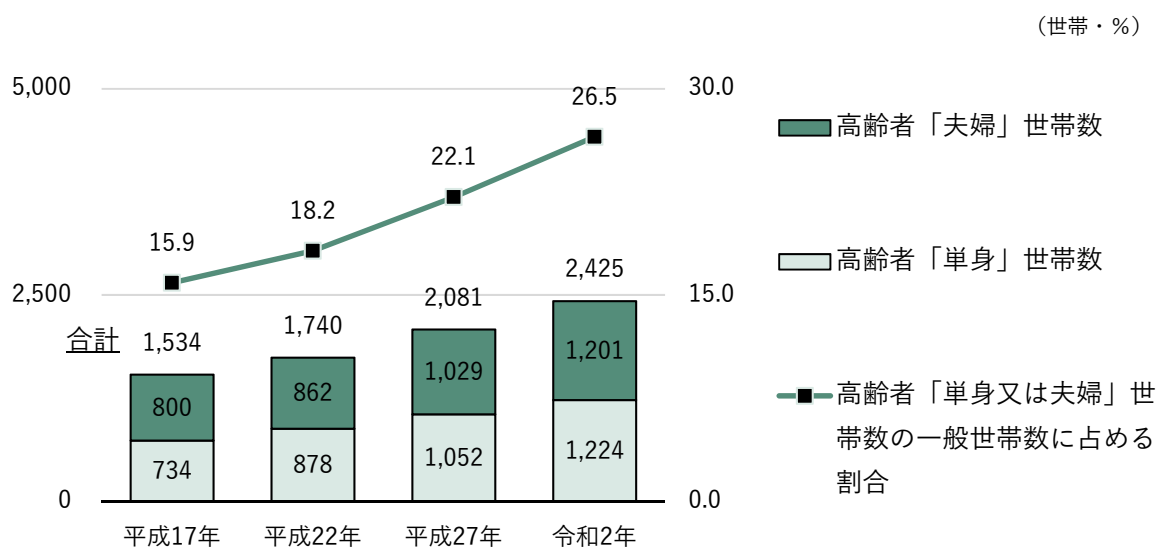


資料：国勢調査

2) 高齢者等の状況

① 高齢者世帯

高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の数は、平成17年以降増加傾向にあります。令和2年では、高齢者単身世帯が1,224世帯、高齢者夫婦世帯が1,201世帯あり、それらを合わせると、一般世帯数に占める割合は26.5%となります。

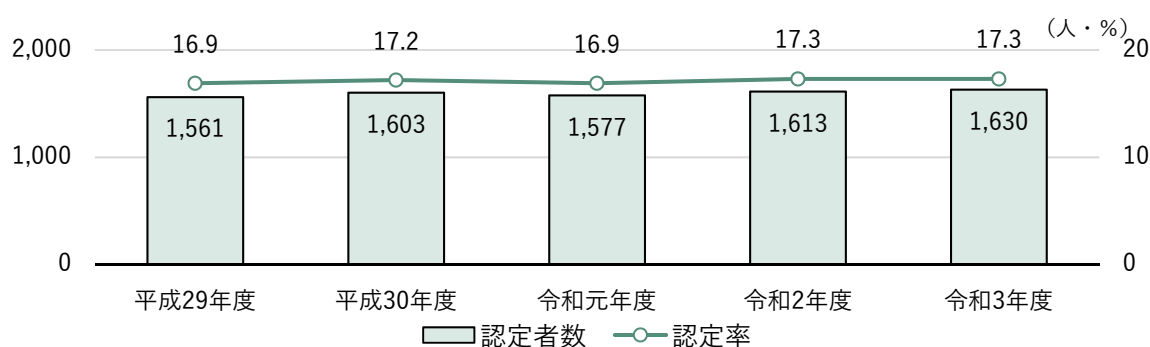


	世帯区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
A	一般世帯数 (施設等の世帯を除く数)	9,657	9,554	9,407	9,148
B	高齢者「単身」世帯数	734	878	1,052	1,224
C	高齢者「夫婦」世帯数	800	862	1,029	1,201
D	高齢者「単身又は夫婦」世帯数	1,534	1,740	2,081	2,425
E	高齢者「単身又は夫婦」世帯数の一般世帯数に占める割合	15.9	18.2	22.1	26.5

資料：国勢調査

② 要介護認定者数・要介護認定率

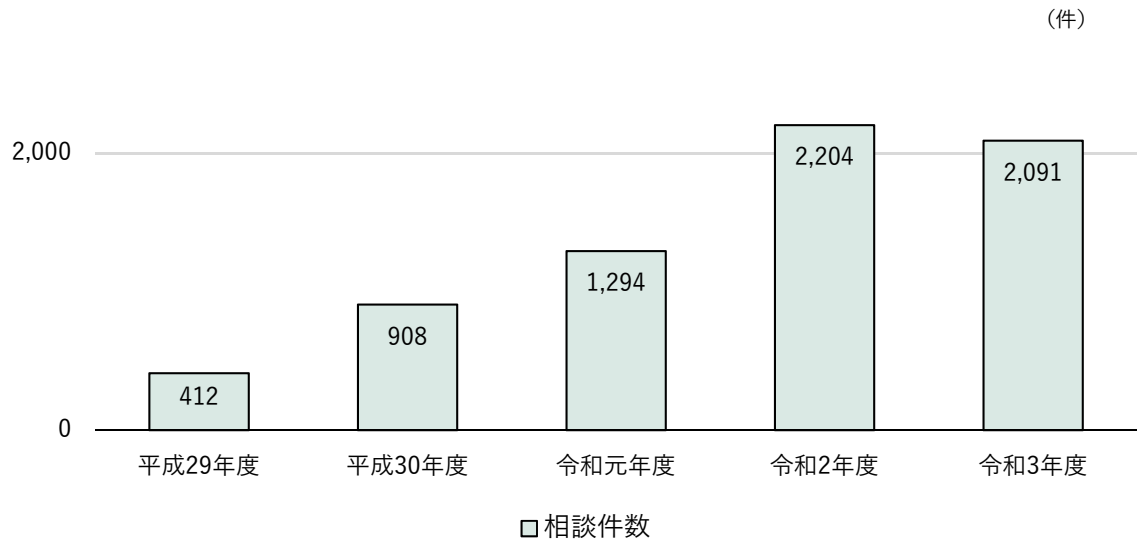
要介護認定者数は、1,600人程度、要介護認定率は17.0%程度となっており、認定者数、認定率とも近年増加傾向にあります。



資料：健康福祉課

③地域包括支援センターの相談件数

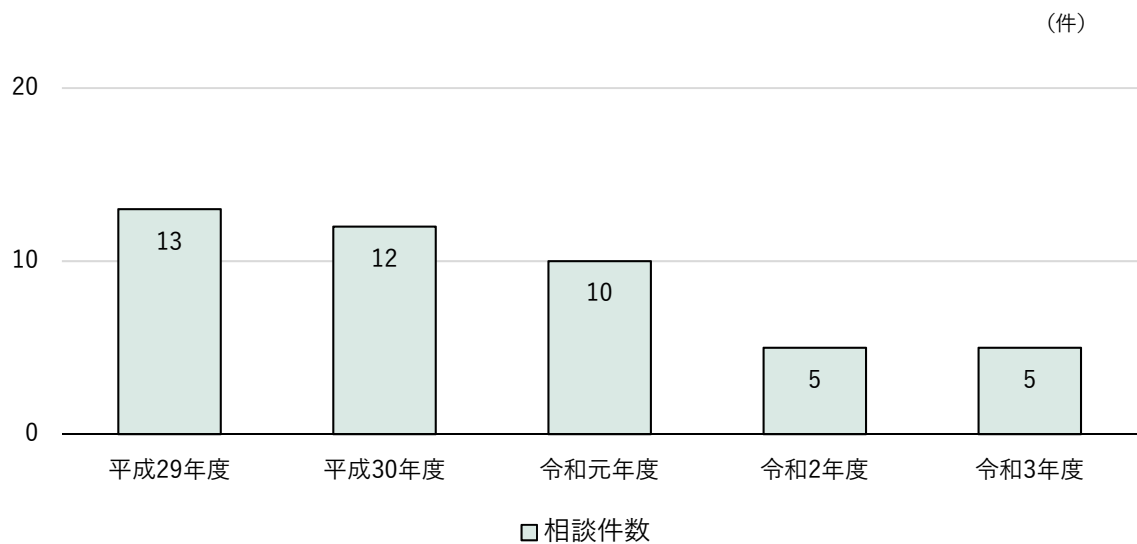
地域包括支援センターの相談件数は平成30年度に相談箇所を2箇所を増設し、相談体制の強化を図ったため増加傾向にあり、令和3年度では2,091件で平成29年度の5倍以上増加しています。



資料：健康福祉課

④高齢者虐待の相談件数

高齢者虐待の相談件数は減少傾向にあり、令和3年度では5件となっています。

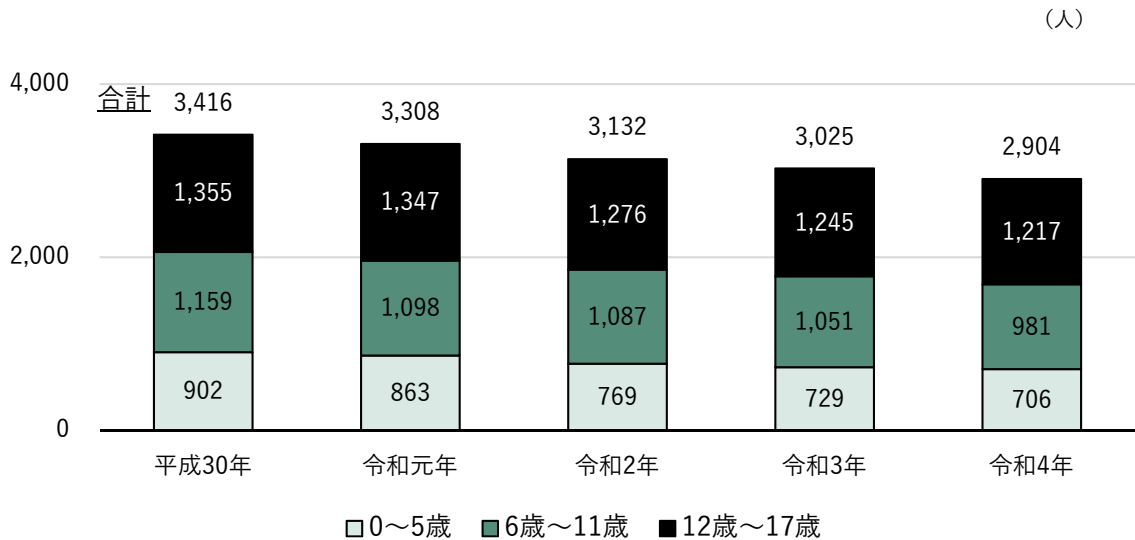


資料：健康福祉課

3) 子どもの状況

①子どもの人数

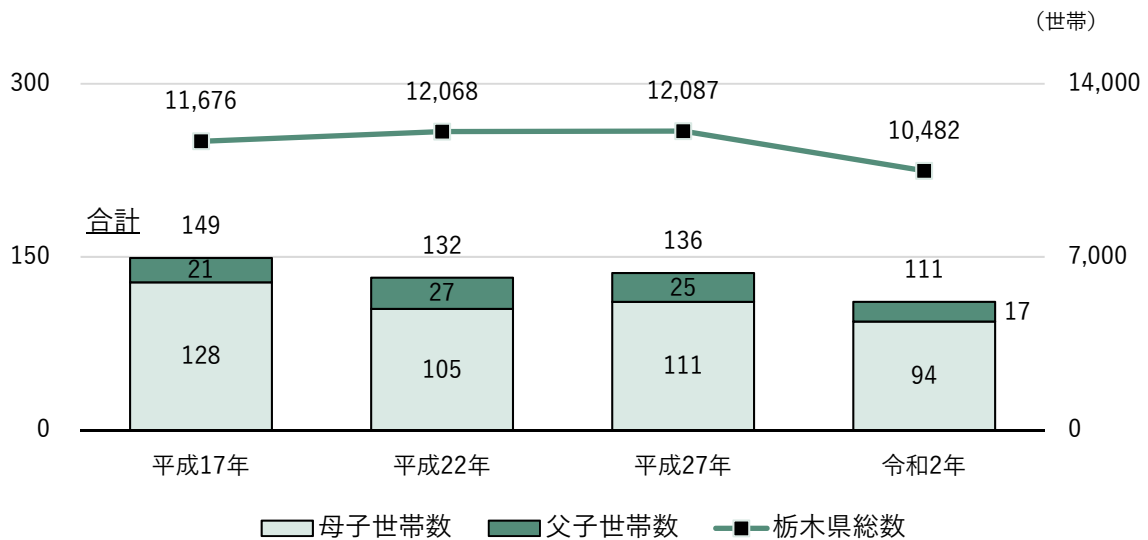
子どもの人数は減少傾向にあり、令和4年の合計では、平成30年の3,416人から2,904人に5年間で500人以上減少しています。



資料：こども課（各年4月1日現在）

②ひとり親世帯の推移

平成27年から令和2年にかけて、母子家庭では17世帯、父子家庭では8世帯、それぞれ減少しています。

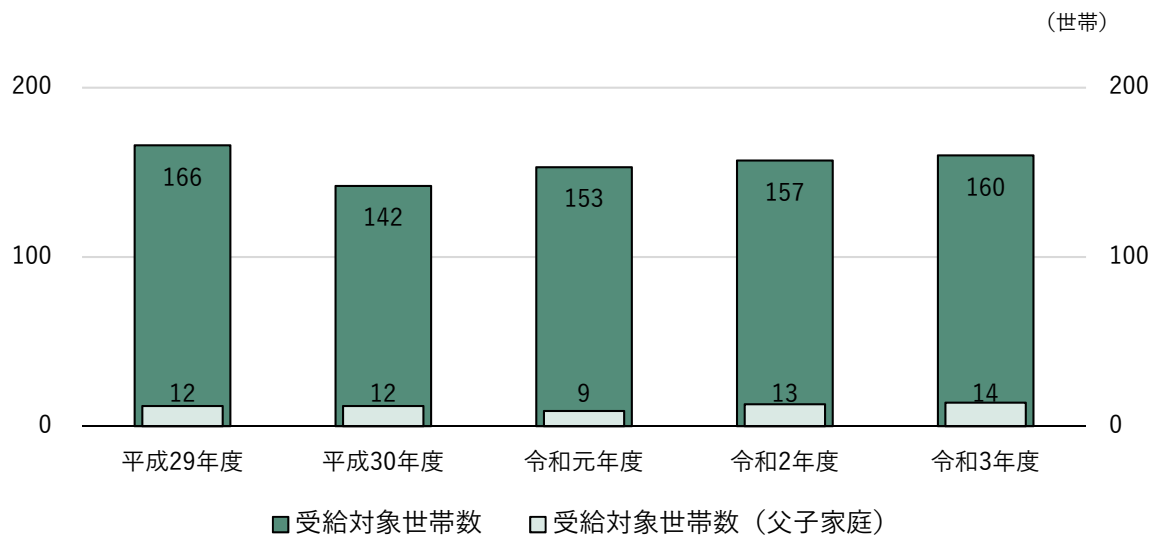


※母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

資料：国勢調査

③児童扶養手当受給対象世帯

児童扶養手当受給対象世帯は、平成30年度以降増加傾向にあり、令和3年度では160世帯となっています。受給対象世帯の1割弱が父子世帯となっています。

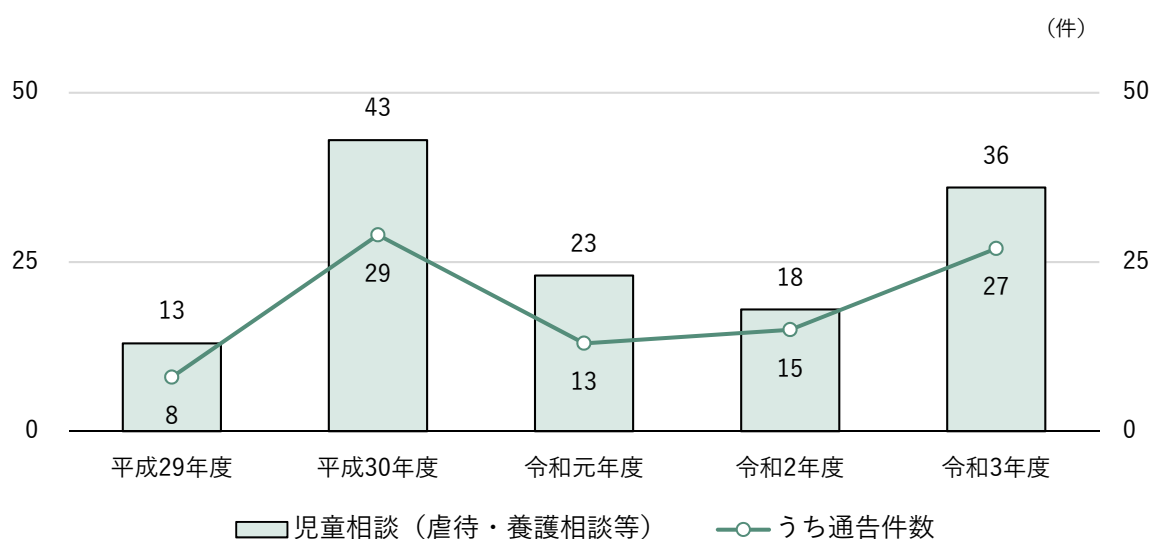


資料：こども課

④児童相談

児童相談（虐待・養護相談）に関する受付件数は、平成30年度の43件が最も多く、次いで令和3年度が36件となっています。

通告件数（虐待）では、平成30年度の29件が最も多く、次いで令和3年度の27件となっています。

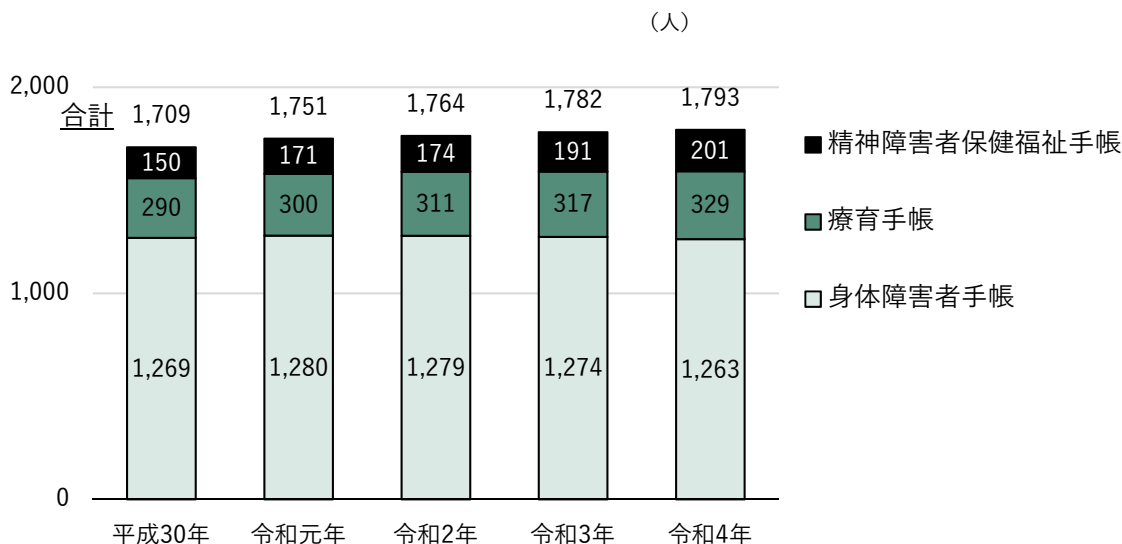


資料：こども課

4) 障がい者の状況

① 障害者手帳所持者数

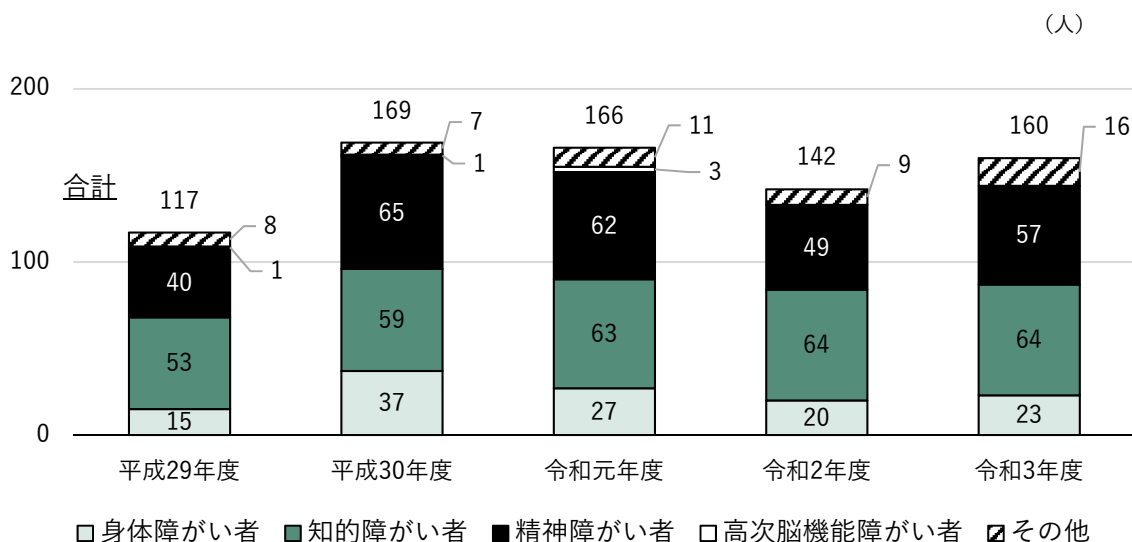
各障害者手帳所持者の合計人数は増加傾向にあり、令和4年では1,793人となっています。療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

② 障がい者相談支援センターの利用者数

障がい者相談支援センターの利用者数は、令和3年度では160人となっています。利用者の内訳では、知的障がい者が4割、精神障がい者が3割強を占めています。

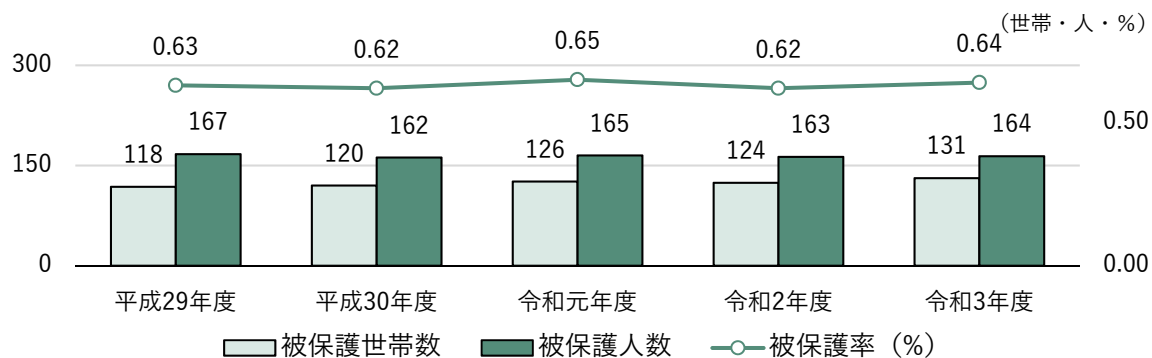


資料：健康福祉課

5) 生活保護・生活困窮者の状況

①生活保護の状況

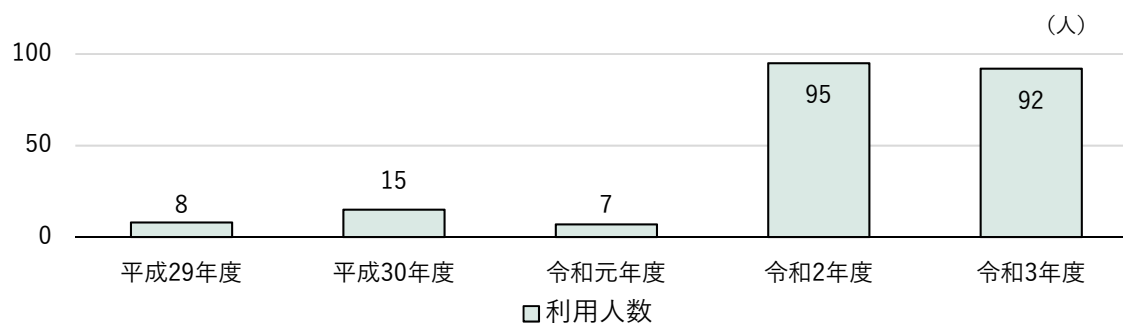
被保護世帯は平成29年度より増加傾向にあり、令和3年度では131世帯となっています。被保護率は0.6%台で推移しています。



資料：健康福祉課

②生活困窮者自立相談支援事業の状況

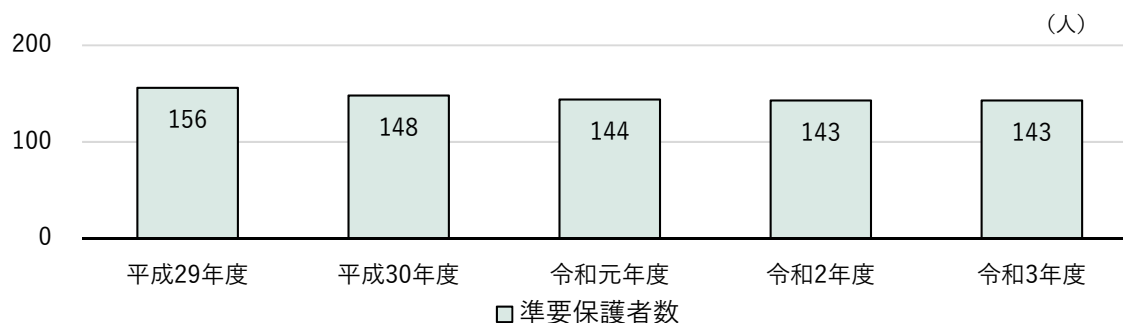
生活困窮者自立相談支援事業の利用人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇い止めや仕事の減少による収入減が要因となり、令和2年度に95人へと大幅に増加し、令和3年度も同様の状況が続いています。



資料：健康福祉課

③準要保護者の状況

準要保護者は150人程度で推移しています。

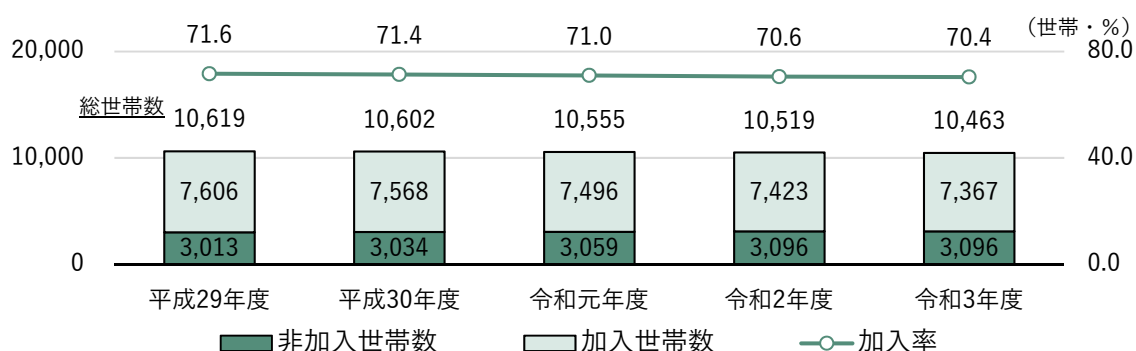


資料：学校教育課

6) 地域活動等の状況

①自治会加入状況

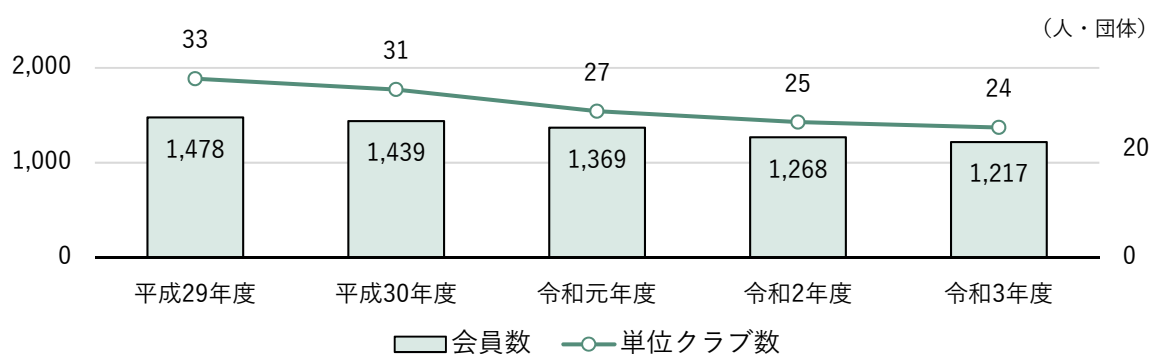
自治会加入率は令和3年度で70.4%となっており、減少傾向にあります。



資料：総務課

②いきいきクラブの状況

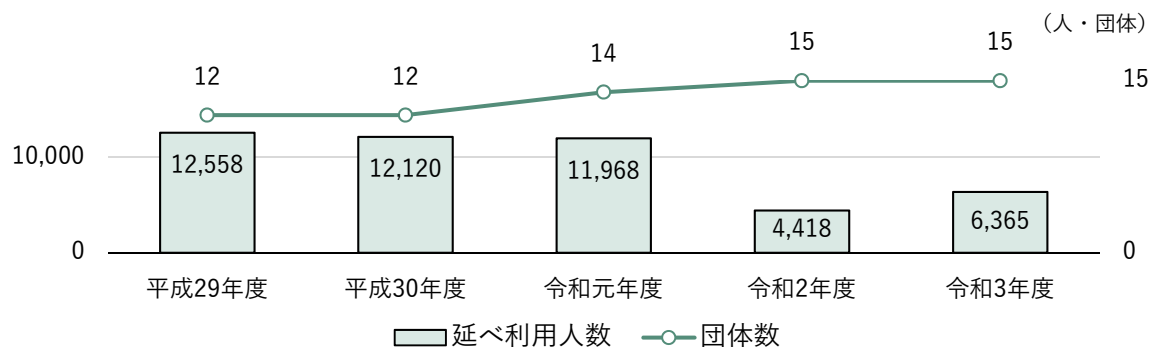
いきいきクラブの会員数、クラブ数はともに減少傾向にあり、令和3年度では会員数1,217人、団体数24団体となっており、平成29年度に比べ、会員数で261人、団体数で9団体減少しています。



資料：健康福祉課

③高齢者ふれあいの里の状況

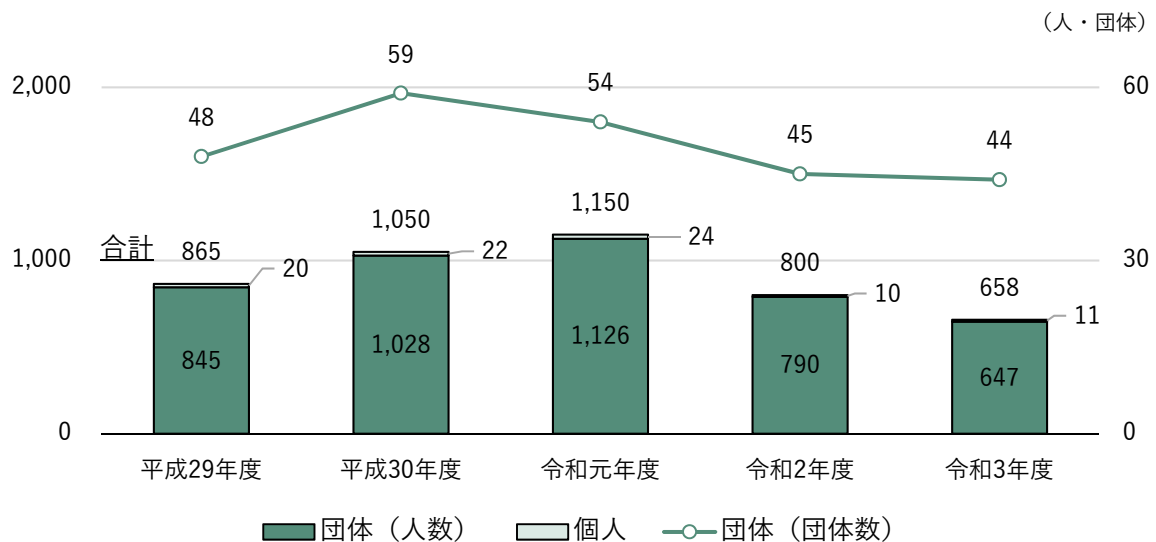
高齢者ふれあいの里の延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症対策のため長期休止したことで、令和2年度に4,418人へと大幅に減少しましたが、令和3年度では6,365人まで回復しています。実施地区数は、令和3年度で15か所となっています。



資料：健康福祉課

④ボランティア登録者数

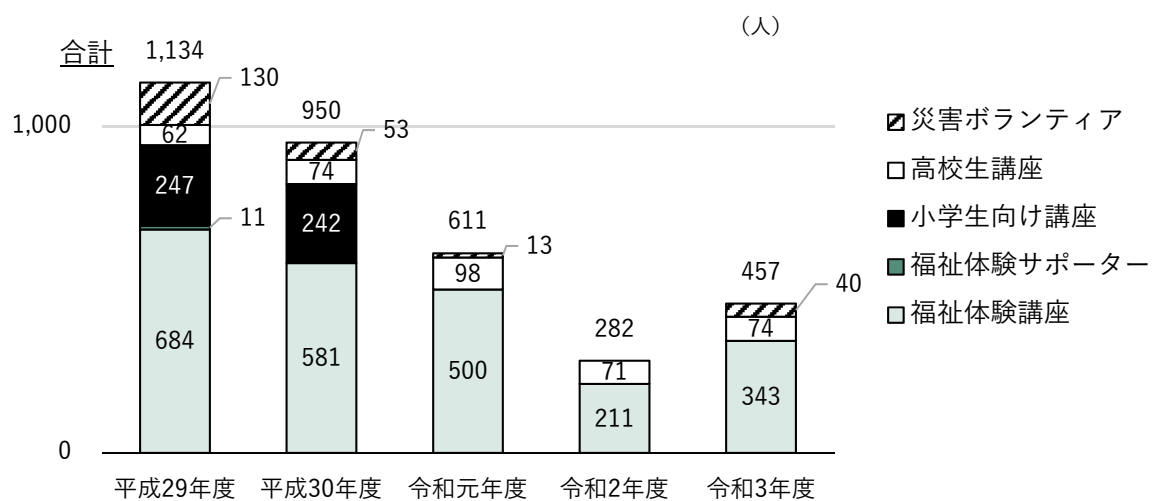
ボランティア登録者数は平成 29 年度から令和元年度にかけて増加傾向にありましたが、令和 2 年度より減少傾向に転じ令和 3 年度では 658 人となっています。団体数では、平成 30 年度の 59 団体をピークに減少傾向にあり、令和 3 年度では 44 団体となっています。



資料：那須烏山市社会福祉協議会

⑤ボランティア養成講座等参加者数

ボランティア養成講座等参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により小学生向け講座が実施できず、かつ令和元年度から縮小したことにより、平成 29 年度より令和 2 年度にかけて減少傾向にありましたが、令和 3 年度では、増加に転じ、457 人の参加者がありました。



資料：那須烏山市社会福祉協議会

2 地域福祉に関するアンケート調査結果

【調査概要】

本調査は、那須烏山市内在住の18歳以上の市民の人（無作為抽出）を対象に実施しました。

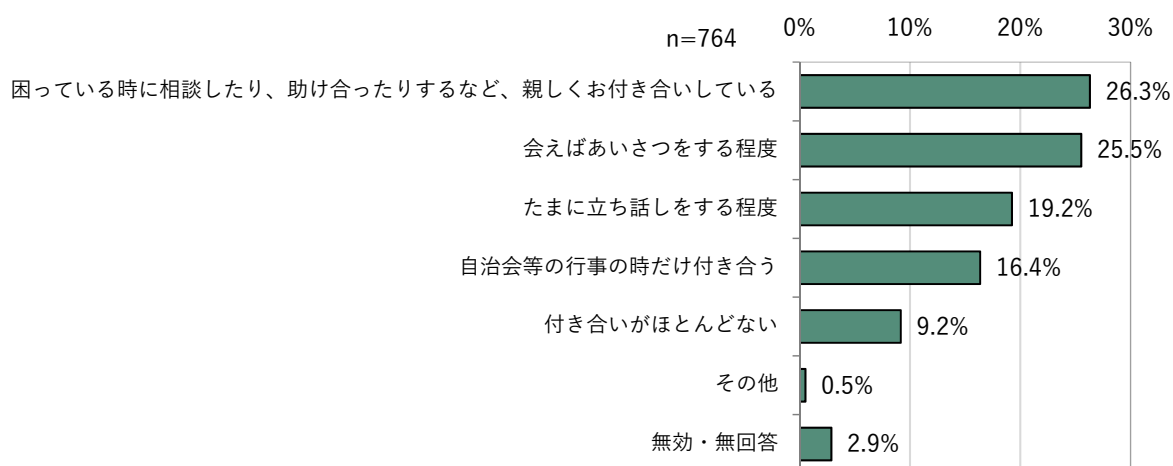
実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

調査時期	配布数	有効回収数	有効回収率
令和3年11月	2,000票	764票	38.2%

【調査結果】

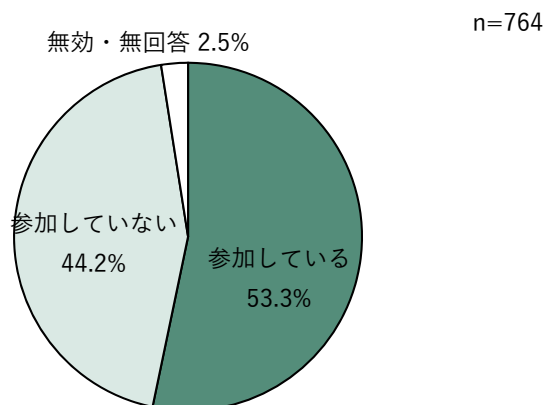
1) 地域の人との付き合い方

○「困っている時に相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしている」が4人に1人程度となっている。



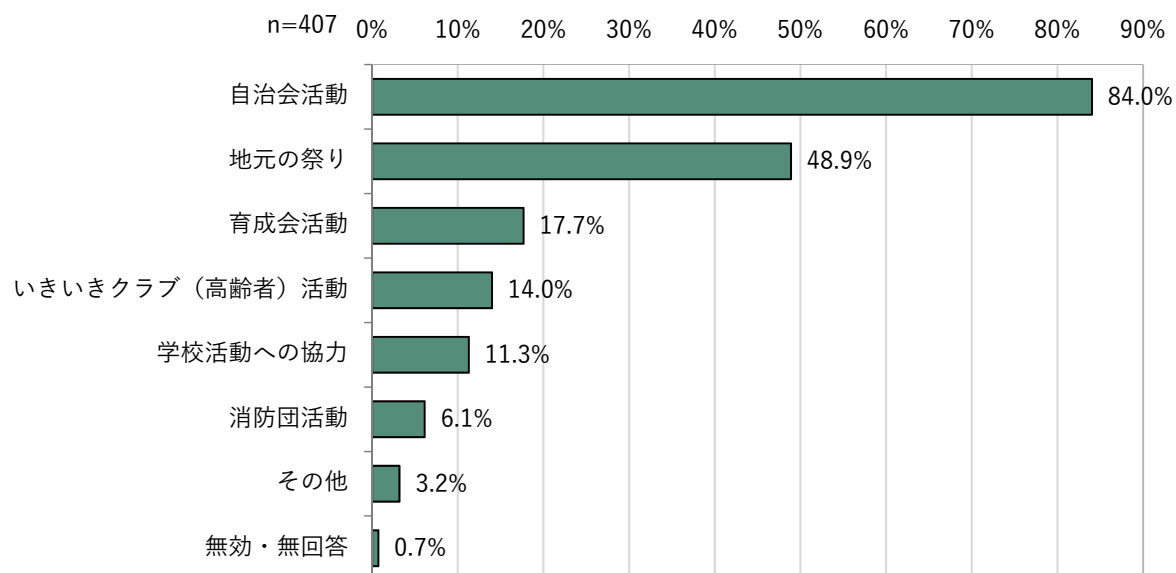
2) 地域活動への参加

○「参加している」は約5割となっている。



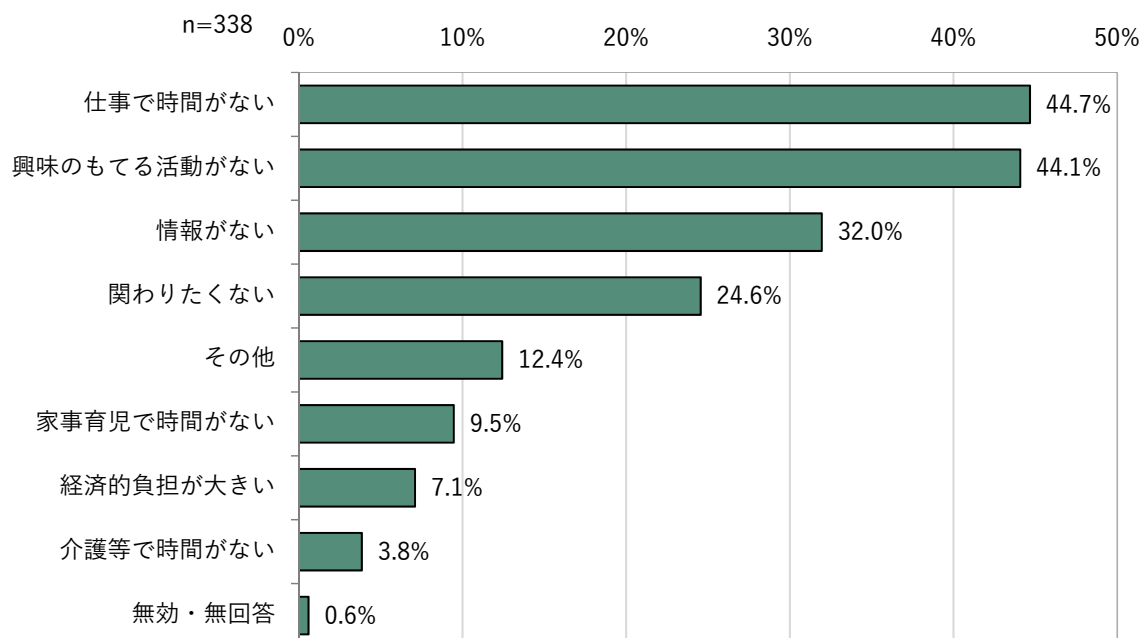
3) 参加している地域活動（地域活動に参加している人）

○「自治会活動」が8割以上、次いで「地元の祭り」が約半数となっている。



4) 地域活動に参加しない理由（地域活動に参加していない人）

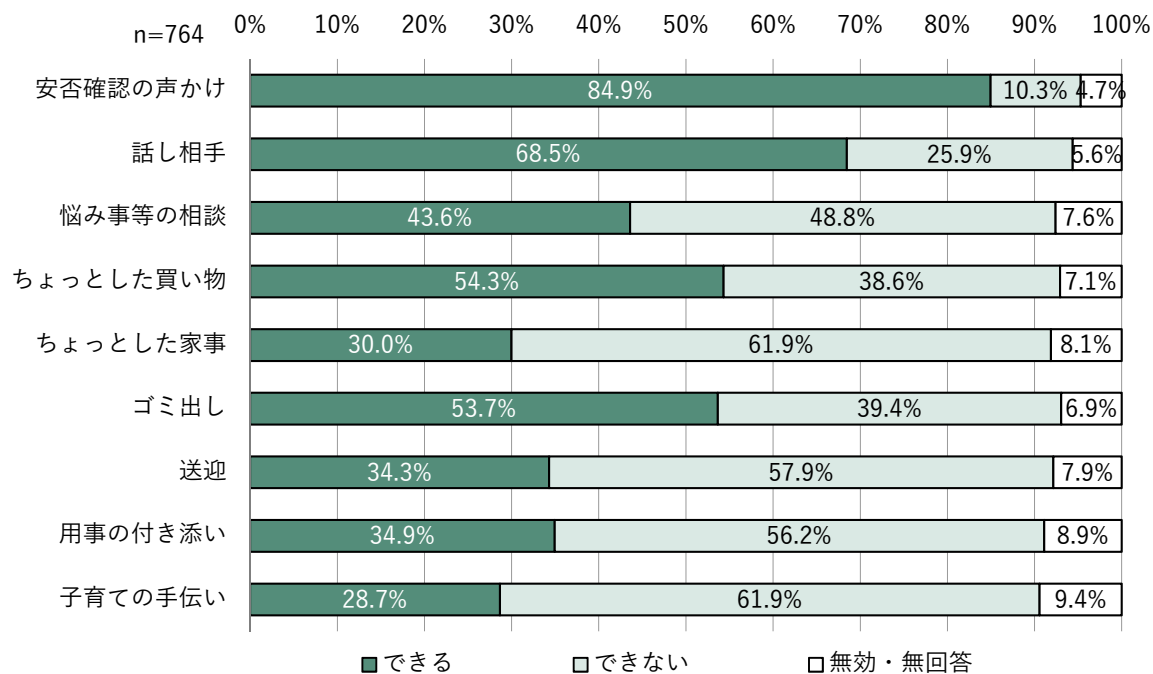
○「仕事で時間がない」「興味のある活動がない」が同程度で、4割強となっている。



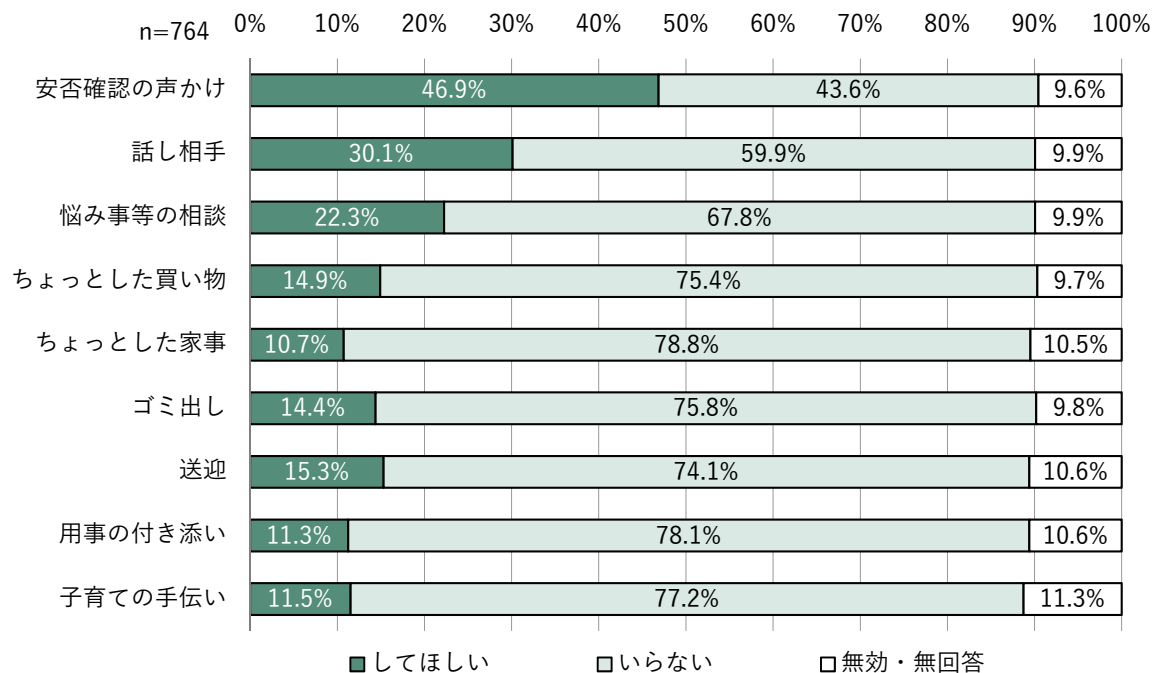
5) 近隣に手助けできること、手助けしてほしいこと

○ 手助けできることとして「安否確認の声かけ」が8割以上で最多、手助けしてほしいこととしても「安否確認の声かけ」が約半数で最多となっている。

[手助けできること]

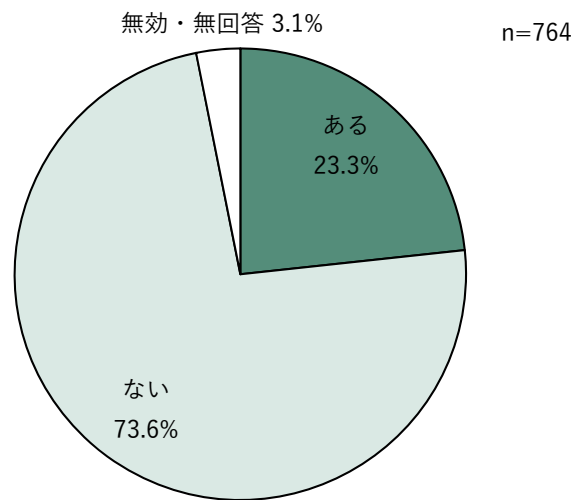


[手助けしてほしいこと]



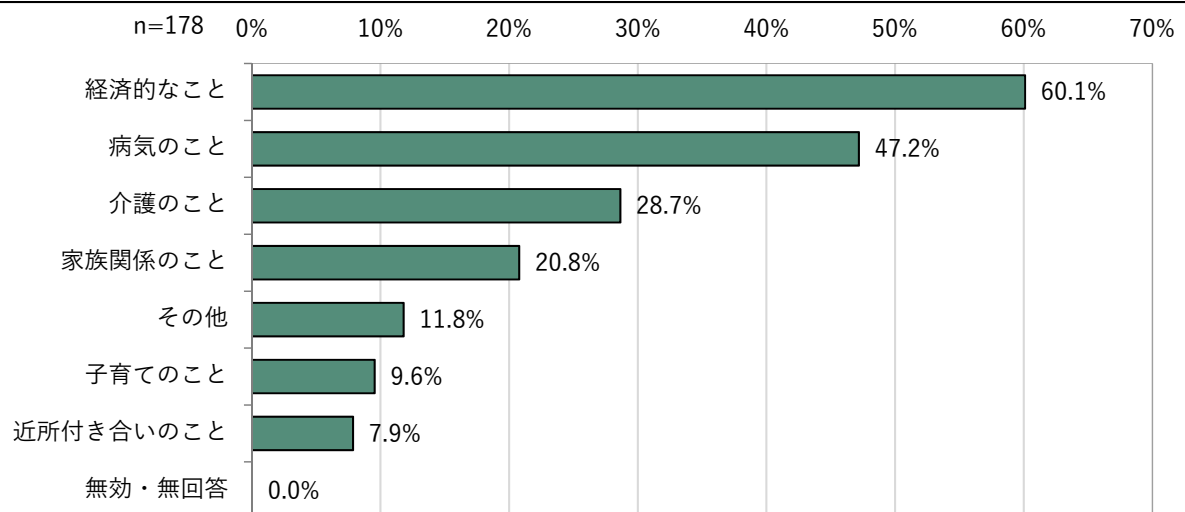
6) 日常生活における困っている事の有無

○ 4人に1人が日常生活で困っていることがある。



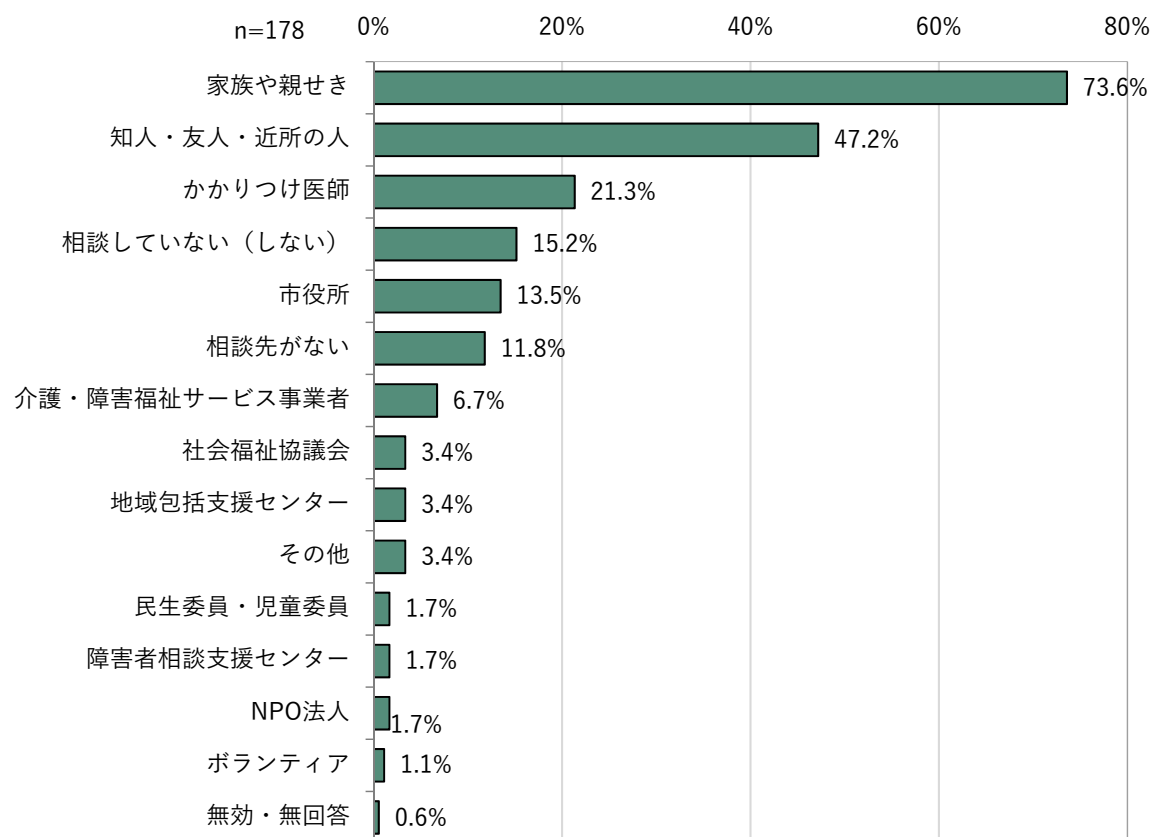
7) 日常生活で困っていること (困っていることがある人)

○ 「経済的なこと」が約6割で最多、次いで「病気のこと」が約5割となっている。



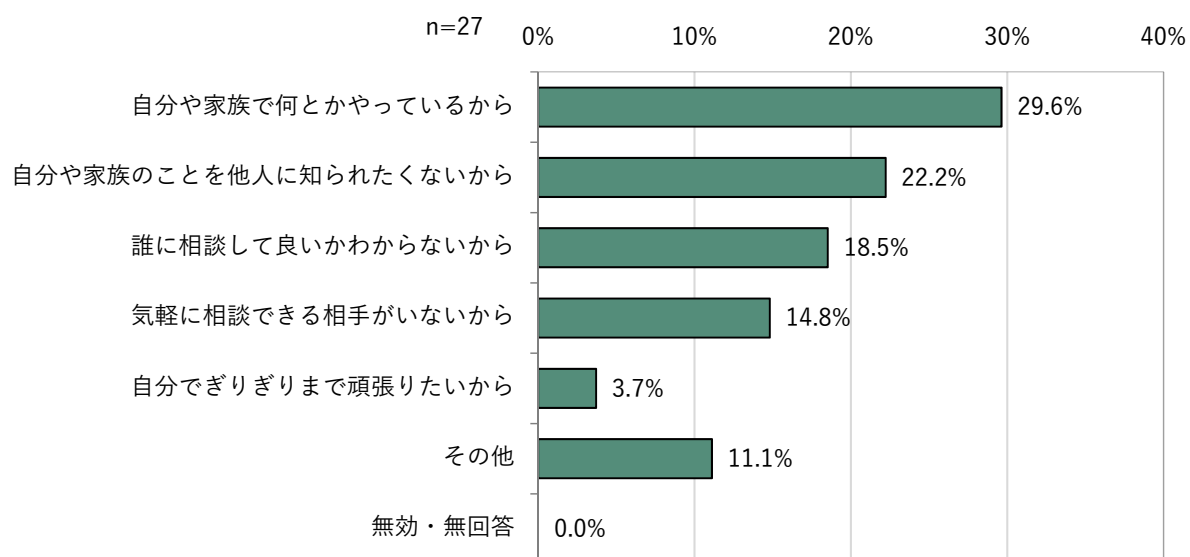
8) 相談相手 (困っていることがある人)

○「家族や親せき」が7割強で最多となっている。



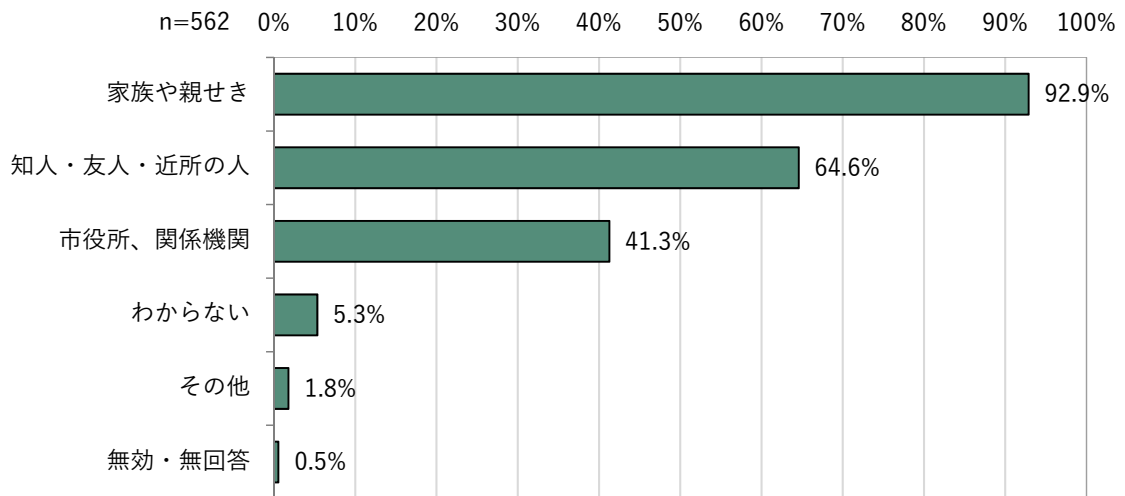
9) 相談しない理由 (相談していない (しない) 人)

○「自分や家族で何とかやっているから」が約3割で最多となっている。



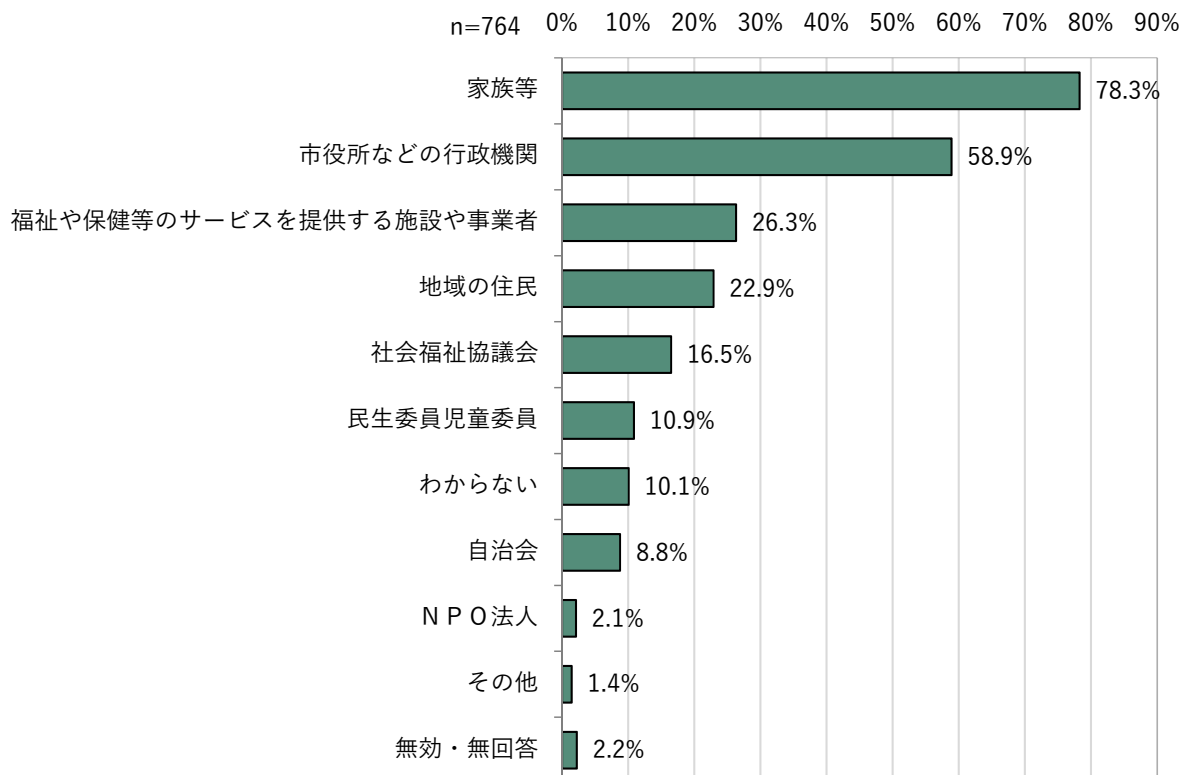
10) 今後困った時の相談相手（困っていることがない人）

○「家族や親せき」が9割以上となっている。



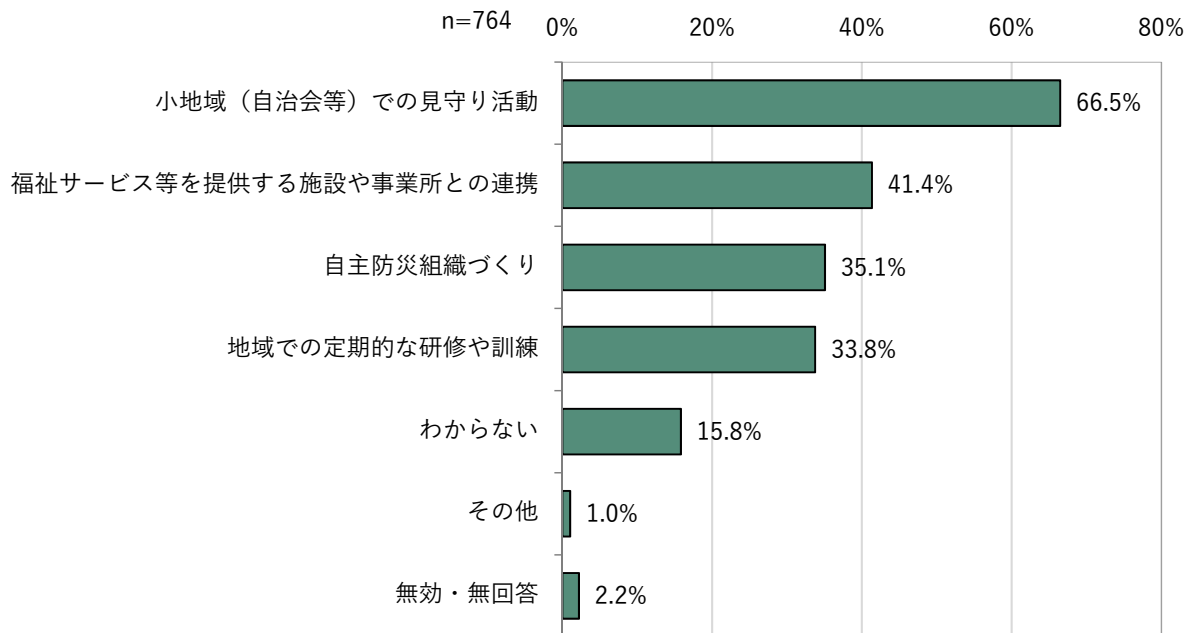
11) 必要な手助けを行うべき人・機関

○「家族等」が約8割で最多、次いで「市役所などの行政機関」が約6割となっている。



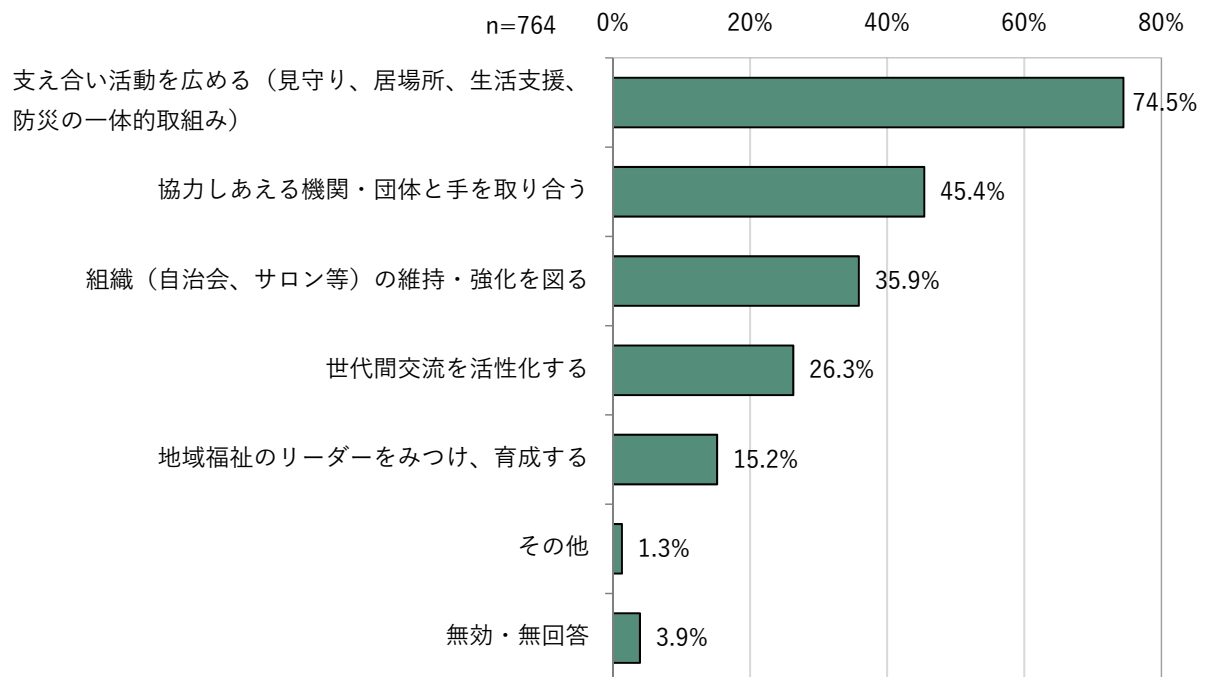
12) 「災害時に住民が支え合う地域づくり」を効果的に進めていくために充実させること

○「小地域(自治会等)での見守り活動」が約7割となっている。



13) 地域における福祉を充実させるために重要な取組み

○「支え合い活動を広める」が7割強で最多となっている。



14) アンケート調査結果のまとめ

①近所付き合い

9割近い人が「あいさつ以上」のお付き合いをしています。約1割の人がまったく付き合いがない状況です。近所付き合いがまったくない人が、どのように暮らしているのか、困りごとがないかなど、自治会や民生委員児童委員の見守り活動を通じ、地域の状況を把握する必要があります。市や社会福祉協議会も積極的に関わり、孤立等を防ぐ体制を整備することが必要と考えられます。

②地域活動への参加

約5割の人が地域活動に参加しており、活動のほとんどは「自治会活動」や「地元の祭り」となっています。

残りの約5割の人は、地域活動に参加しておらず、その理由は「仕事で時間がない」で約半数を占めています。それ以外の理由では「興味の持てる活動がない」「情報がない」が多くなっており、地域活動の情報発信を積極的に行うことや新たな活動を開始することで、新たな参加者を増やすことができると考えられます。

③助け合いについて

ご近所同士での助け合いについて、「手助けしてほしいこと」で多いことは、「安否確認の声かけ」が最も多くなっています。災害発生時などのご近所同士での助け合いが求められています。

また、「話し相手」「悩み事等の相談」が次いで多くなっています。約7割の人が「話し相手」について、4割以上の人が「悩み事等の相談」について手助けができると回答しています。ご近所同士での話し合いや悩みごとの相談などが行えるためには、日頃からの近所付き合いの程度を深めていく必要があると考えられます。

④日常生活における困りごとについて

日常生活で困りごとがある人が2割以上あります。ほとんどの人は家族、親せき、知人・友人、近所の人等へ相談できていますが、3割近い人が「相談していない」又は「相談先がない」と回答しています。相談先に関する情報発信や気軽に相談できる体制を構築していく必要があります。

⑤地域福祉の充実に必要なことについて

地域福祉の充実に必要なことでは、「支え合い活動を広める」が最も多くなっています。見守り、居場所づくり、生活支援、防災対策など、住民の支え合いによる活動を充実していくことが求められています。地域住民それぞれが役割を持って、支え合うことが必要と考えられます。

3 地域福祉を進めていく上での主な課題

社会情勢の変化や第3期計画の取組状況、統計データやアンケート調査結果から、第4期計画に向けた計画課題を以下に示します。

○地域福祉を取り巻く課題

全国的に少子高齢化・人口減少社会を迎え、核家族化の進行とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、市民の生活環境や価値観の多様化による地域住民同士のつながりが希薄化し、ひきこもりや8050問題が社会問題となっています。

加えて、毎年のように発生する自然災害を受け、市民の防災意識が高まり、地域力の強化や行政の支援が求められています。

そこで、第4期計画では、高齢者や障がい者、子どもなど、各福祉分野に加えて、要配慮者の支援方策及び生活困窮者自立支援方策、成年後見制度利用促進方策、子どもの貧困対策に関する課題を踏まえて、地域福祉の観点から横断的な取り組みを推進していく必要があります。

■高齢者福祉

高齢者においては、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進する観点により、介護予防や健康づくりの一体的な実施としての地域支援事業の効果的な推進や、気軽に移動できる交通手段の確保、趣味やボランティアなどの機会の充実などに取り組んでいく必要があります。

■障がい者福祉

障がい者の特性や発達に合わせて能力や可能性が伸ばせるよう、関係機関の連携した支援が受けられる体制づくりと、その家族の総合的な支援の充実を図る必要があります。

また、障がい者の重度化や高齢化を見据え、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活することができるよう、地域での生活を支える基盤の整備など、障がい者の地域移行を推進する必要があります。

そして、障がい者への差別や虐待防止、成年後見制度の活用など、権利擁護体制づくりを推進する必要があります。

■子育て支援

子どもを安心して生み育てられる地域づくりに向けては、子育て支援や世代間交流の充実とともに、DVや児童虐待等の早期発見・早期対応の対策を図る必要があります。

また、子どもの貧困対策に向けては、教育や生活の支援、保護者に対する就労支援体制の充実を図る必要があります。

■要配慮者

東日本大震災、令和元年東日本台風などを教訓として、高齢者や障がい者など、避難行動要支援者の把握と情報の共有、適切な避難体制の充実を図る必要があります。

■生活困窮者

新型コロナウイルス感染症拡大による失業者の増加や、非正規就労者の増加などにより、生活困窮者が増加傾向にあります。生活困窮者が可能な限り自立するための相談支援体制や就労支援の充実を図る必要があります。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域において、安心して住み続けることができるよう、市民や地域、行政等の様々な主体の協働により、すべての人が地域に関心を持ち、地域の人々との交流をとおして、「安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり」の実現を目指し、計画を進めてきました。

「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては、複雑化、多様化する地域福祉をめぐる課題を踏まえつつ、「那須烏山市第3次総合計画」に掲げる基本目標である「未来につなぐ健やかな暮らしを支える」「未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る」を柱として、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

「だれもがともに支え合う地域共生のまちづくり」



2 基本目標

「那須烏山市第3次総合計画」における基本目標の考え方を踏まえ、以下の3つを基本目標として位置づけます。

◆ 基本目標1 支え合える人をつくろう！

福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。お互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実します。

さらに、地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成・支援するとともに、自治会や民生委員児童委員、地域福祉活動を行うさまざまな団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

◆ 基本目標2 共に生きる地域をつくろう！

地域の支え合う力をより一層高めるためには、身近な地域単位で、住民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりや活動の場づくりが必要です。このため、公民館・集会所、学校などのさまざまな施設・社会資源を、地域福祉活動の拠点として活用しながら、地域を共につくる活動を推進します。

◆ 基本目標3 安全・安心のまちをつくろう！

障がいのある人もない人も、子どもや高齢者、外国籍の人など、誰もが安全に暮らすことができることが重要です。地域住民や消防・警察等の関係機関と連携して、子どもや高齢者、障がい者など要配慮者を犯罪や災害から守るための対策を地域ぐるみで進めます。また、生活困窮者の支援など、自立に向けた支援を推進します。

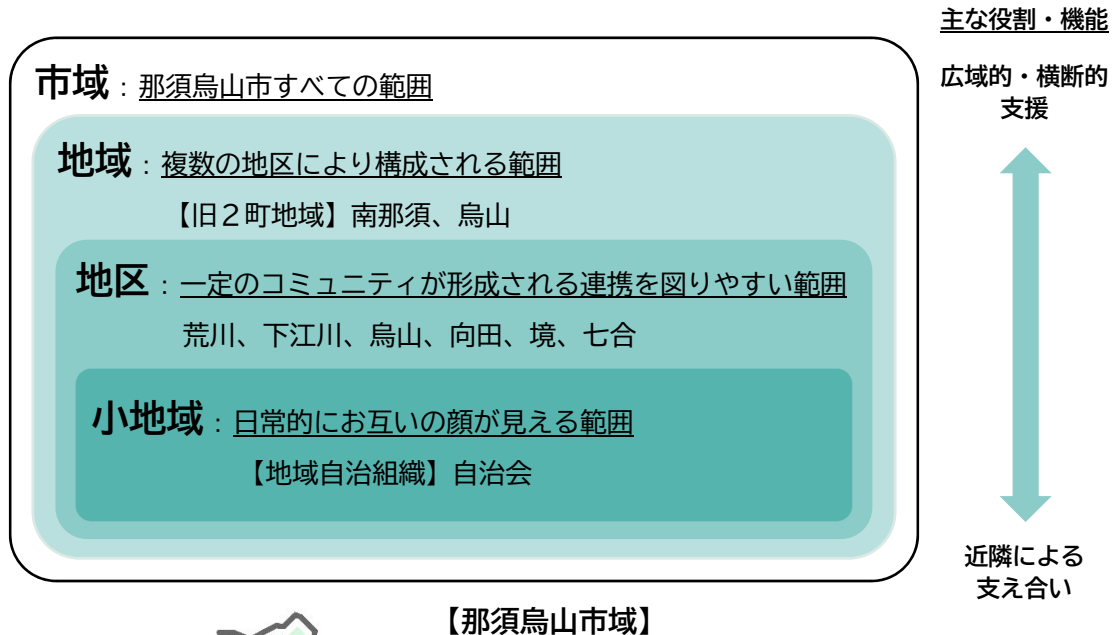
3 計画の体系

基本目標	基本方針		取り組むべき事項	
1 支え合える人をつくろう！	1	情報が得られる環境づくり	①	福祉相談支援体制の充実
			②	情報提供の充実
	2	個性・権利を守る環境づくり	①	福祉教育・人権教育の推進
			②	権利擁護の推進
			③	虐待・DV等の問題への対応
			④	自殺対策の推進
3	地域福祉の担い手づくり	①	地域福祉の担い手づくりの推進	
4	活動拠点の整備	①	地域活動拠点の整備	
2 共に生きる地域をつくろう！	1	支え合う仕組みづくり	①	支え合い活動の推進
	2	交流の場づくり	①	地域交流活動の充実
	3	健康づくりの推進	①	健康づくり事業の推進
	4	生きがいつくりの推進	①	高齢者の生きがいつくり事業の充実
			②	障がい者の余暇活動支援事業の推進
	5	福祉サービスの充実	①	高齢者・障がい者・子育て支援の充実
			②	保健・医療・福祉の連携
			③	外出支援サービスの充実
			④	総合的な福祉サービス提供の推進
3 安全・安心のまちをつくろう！	1	自立に向けた支援の推進	①	生活困窮者の自立支援
			②	子どもの貧困対策の推進
			③	雇用・就労支援の推進
			④	当事者団体・家族介護者への支援
	2	災害時の備えと対応	①	自主防災組織の育成
			②	災害時避難支援活動の推進
	3	防犯・事故防止対策の推進	①	地域ぐるみ防犯活動の推進
	4	福祉を支える体制の強化	①	社会福祉協議会の基盤強化
			②	庁内推進体制等の整備

第4章 地域福祉の推進に向けた取組（地域福祉計画・地域福祉活動計画）

圏域の設定

地域福祉に関わる取組について、それぞれの区域での役割・機能の発揮や相互の連携を考慮し、4つの段階的な区域を「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」における圏域として設定します。



基本目標1 支え合える人をつくろう！

【SDGsの関連指標】



■ 基本方針1-1 情報が得られる環境づくり

福祉に関する様々な悩みや困りごとを持つ人達に迅速かつ幅広く対応できるよう、相談支援体制を強化するとともに、必要となる情報のわかりやすい提供に取り組みます。

【取組むべき事項】

1-1-① 福祉相談支援体制の充実

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等の日常生活の中での困りごとを属性に関わらず受け止めると共に、支援につながりにくい人へはアウトリーチが必要となります。また、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応も必要であり、地域資源との間を取り持ち、社会とのつながり回復や地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や活躍する場の確保支援を進めていきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
重層的支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行い、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進め、属性・世代を問わない相談、地域づくりの実施体制の整備を推進します。 ○地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、子育て世代包括支援センターなど、総合的な相談窓口の充実と市民への周知を図り、必要に応じてより専門的な機関への結びつけを行います。 ○各種相談機関や専門的機関等が連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。 	健康福祉課 子ども課 学校教育課 生涯学習課
地域の困りごとへの相談対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における身近な相談窓口として、民生委員児童委員をはじめとする各種相談員の活動を支援します。 ○子どもや一人暮らしの高齢者や障がい者世帯への戸別訪問などの積極的なアウトリーチにより、個別支援や地域支援などの相談支援につなげます。 	健康福祉課 子ども課

施策名	内容	担当課
専門的な相談への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ○市の窓口職員、専門職等の支援スキルの向上に努めます。 ○必要に応じ、弁護士等の専門家や、民間事業者との連携により課題解決に努めます。 	健康福祉課 こども課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
重層的支援体制の整備 (市委託事業)	○既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を関係機関と連携しながら一体的な事業に取り組みます。
心配ごと相談・市民法律相談 (市委託事業)	○生活上の福祉問題等を抱えた市民の悩みを解決できるよう、心配ごと相談・市民法律相談を開設し、相談に応じます。



【取組むべき事項】

1-1-② 情報提供の充実

福祉情報を提供することは、市民の地域福祉に対する参加促進や意識向上につながります。地域住民の福祉に対する理解や関心を高めるため、市内の地域福祉活動や福祉制度情報等をよりわかりやすく伝えていきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
地域福祉の考え方の周知徹底	○市民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、計画を実践・継続していけるよう広報紙、市のホームページ等により計画内容を公表し、啓発に努めます。	健康福祉課
広報活動の充実	○広報紙や市ホームページ、各種ガイドブックなどを活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供を推進します。各種ガイドブックなどは市民の身近なところに設置し、わかりやすい紙面づくりを心がけるなど、市民が情報を入手しやすいように配慮します。 ○地域課題に対して協働して取り組んでいくため、関係機関・団体間で情報の共有を図ります。また、プライバシーの保護や個人情報保護法への配慮から、適切な情報の運用に努めます。 ○市の福祉施策や福祉サービス、相談窓口等の情報を、市民にわかりやすい表現にする等、情報の内容や提供する機会の充実を図ります。	健康福祉課 こども課 総合政策課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
情報提供の充実	○広報紙「社協だより」のわかりやすい紙面づくりの創意工夫や配布先の拡大、ホームページ、SNSの充実など、市民の多様化するニーズに対応した情報提供の方法を検討し、市民へ提供します。

■ 基本方針1-2 個性・権利を守る環境づくり

判断能力が低下した人や障がいのある人のみならず、社会的立場の弱い人達の権利や暮らしが尊重されるよう、差別・虐待や不利益から守ることのできる支援体制の強化に取り組みます。

【取組むべき事項】

1-2-① 福祉教育・人権教育の推進

家庭や地域の中で、年齢・性別や障がいの有無によって差別されず、誰もが安心して生活を送ることができる人権尊重の地域づくりが必要です。教育委員会や生涯学習関連団体と連携を図り、児童・生徒に対する人権意識の啓発や地域福祉を学ぶ機会を充実していきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
学校における福祉教育の推進	○小・中学校の総合的な学習の時間などに、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた創意工夫をこらした福祉教育を推進します。 ○学校だより等により、地域福祉の考え方について啓発します。	学校教育課 健康福祉課
福祉意識の向上に向けた取組の充実	○市民が地域に住む高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する理解を深められるよう、各種の生涯学習講座や公民館活動などを通じ、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ○市民の障がい者に対する理解を深めるため、講演会などを開催するとともに、障がいのある人と地域の人々が交流できる機会の充実に努めます。	生涯学習課 健康福祉課 こども課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
ボランティアセンター事業	○ボランティアセンター事業の一つとして多世代、各年齢層へあらゆる機会を通じて無関心から関心へつなげる福祉教育・人権教育の啓発や研修会等を実施します。
つながるフェスタ	○地域福祉に対する意識向上や福祉に対する理解、関心が高まる機会となり、また、ボランティア・福祉施設など多様な団体が参加・交流する機会として開催し、地域福祉の普及啓発を図ります。
福祉コンクール	○市民対象に福祉に関するコンクール等の福祉啓発事業を開催することにより、福祉に対する普及啓発を図ります。

【取組むべき事項】

1-2-② 権利擁護の推進

判断能力が十分でない人や障がいのある人など、社会的立場の弱い人達の権利が尊重され、不利益を被ることなく自分らしい生活を送ることができるよう、相談体制の強化や生活支援の充実、成年後見制度・法人後見等の利用を促進していきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
成年後見制度の周知と利用者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の普及に努めます。 ○成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがいないなどの事情で申し立てができない場合は、市長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。 ○権利擁護支援の中心的な役割を担う中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進を図ります。(広報・相談窓口の明確化) 	健康福祉課
日常生活自立支援事業の周知・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができ、福祉サービスの利用援助、金銭管理など、利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の普及・啓発を図ります。 	健康福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
法人後見事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が十分でない認知症高齢者・障がい者等の権利を擁護するために、法人が後見人等として財産管理や身上保護を行い、地域で安心して暮らしていけるよう支援します。 ○権利擁護相談会の見直しや、制度周知を兼ねた研修会や講演会などを実施します。
日常生活自立支援事業 (あすてらすなすからすやま)	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が十分でない認知症高齢者・障がい者等が、地域で安心して自立生活が送れるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを行い、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。 ○専門員や生活支援員のスキルアップのため、研修へ参加する機会を作ります。

【取組むべき事項】

1-2-③ 虐待・DV等の問題への対応

児童や弱い立場の人達に対する虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）等が身近な問題であることの認識を広めつつ、発生予防や早期発見・早期対応が図られるよう、地域や関係機関との連携強化や相談体制を充実していきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を通して関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。 ○自立支援協議会と連携し、障がい者などに対する虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応や、再発防止などに取り組めます。 ○地域包括支援センターなどが中心となり、関係機関と連携を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。 	こども課 健康福祉課 学校教育課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
地域見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等の小地域を単位とした、地域住民による顔の見える関係づくりや見守り、支え合い活動を推進します。 ○地域ケア推進会議（第1層協議体）、圏域支え合いネットワーク連絡会（第2層協議体）など、地域における課題や活動状況の把握に努めます。 ○支え合いネットワーク通信等により地域活動等の情報の発信を充実させます。
心配ごと相談・市民法律相談 (市委託事業) (再掲)	○生活上の福祉問題等を抱えた市民の悩みを解決できるよう、心配ごと相談・市民法律相談を開設し、市民の相談に応じます。

【取り組むべき事項】

1-2-④ 自殺対策の推進

自殺予防ゲートキーパーの養成やこころの健康づくり等を進め、身近で悩んでいる人に寄り添い、関わりを通じて孤立・孤独を防ぎ、支援していきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
自殺に追い込まれない社会の実現に向けた体制整備	○ゲートキーパー養成講座や青少年カウンセリング講座等の実施を通じ、自殺対策を支える人材育成を促進します。 ○こころの健康相談や高齢者への総合相談、家庭児童相談などの相談事業を充実させます。	健康福祉課 こども課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
相談窓口の充実	○重層的支援体制や心配ごと相談・市民法律相談等における相談支援の窓口においてワンストップでの相談受付を行います。



■ 基本方針1-3 地域福祉の担い手づくり

住民が主体となり様々な困りごとを解決することができる環境づくりに向け、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動を促進していきます。

【取組むべき事項】

1-3-① 地域福祉の担い手づくりの推進

地域共生社会の実現を目指し、誰もがそれぞれにできる役割を担い、住民がお互いに支え合う仕組みを構築していく必要があります。研修・講座の充実等を通じ、地域福祉の中核を担う組織・サポーターの確保・育成や、健康づくり・介護予防活動に取り組むリーダーの育成・支援を行っていきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
地域活動への参加のきっかけづくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動やボランティア活動について、市のホームページ等を通じ、積極的に情報発信します。 ○地域活動への参加のきっかけとなる講座や体験事業などを、より一層充実します。 	総合政策課 健康福祉課 生涯学習課
地域活動を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会活動を推進する自治会長等の活動を支援します。 ○地域活動を担う人材育成に向けて、出前講座や講師派遣等を通じた地域福祉に関する知識の充足や他地域における事例研究など、地域における学習会や講座等の実施を支援します。 ○生活支援コーディネーターの活動を側面的に支援します。 	健康福祉課 生涯学習課
ボランティア団体NPOへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアニーズの発掘やコーディネート機能の強化、関係機関との協働・連携強化、ボランティア情報の充実を図るなど、ボランティアセンターの機能強化に取り組みます。 ○ボランティア団体・NPOが活動に必要な知識や技術を身につけるための研修や講座の開催を支援します。 ○ボランティア団体・NPOが自立した活動を展開できるよう、相互連携を深めるための交流の場を提供するとともに、スタートアップ事業などの実施による財政支援策を講じます。 	健康福祉課 まちづくり課 生涯学習課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
生活支援体制整備事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士による見守りや、支え合いに必要なサービスを提供できるよう体制の基盤やネットワークづくりを行います。 ○住民主体となった地域福祉活動が展開できるよう行政、関係機関と連携を図りながら、取組みを進めます。 ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域活動のさらなる推進を行います。
社会福祉振興大会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉活動の功労者等の表彰、記念講演等を開催することにより福祉の普及啓発を図ります。 ○社会福祉活動に功労のあった個人や団体の表彰をすることで、市内における社会福祉活動等の取組みを広く周知する場とします。 ○今日の福祉課題にあった「テーマや講師」を選定し、魅力ある講演会を実施します。
ボランティアセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアニーズを把握し、ボランティア団体やNPOが主体的に活動できる体制づくりを推進します。 ○ボランティア活動の普及啓発及び活動支援を行うため、活動資金の助成・活動機器整備・貸し出しを行います。 ○ボランティア団体等の活動拠点として利用できるように、ボランティア室の整備に努めます。 ○ボランティア団体等の活性化を目指し、新たな担い手の養成を図るために各種講座を開催します。 ○市民や自治会、学校等の関係団体に、出前講座を活用してもらい、福祉の普及啓発・福祉教育の推進を行います。
社会福祉法人による地域における公益的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人とNPOとの連携を推進し、地域福祉課題の解決に向けた取組みの普及・促進に努めます。



■ 基本方針1-4 活動拠点の整備

職種及び多機関が連携した福祉サービスを提供する基盤整備の必要性から、交流・相談・情報交換等の機能を有する、地域福祉の活動拠点となる施設や運営組織を整備します。

【取組むべき事項】

1-4-① 地域活動拠点の整備

地域福祉に携わる団体やボランティア・NPOなど、各団体によるサービス提供や情報交換の場となる地域福祉活動の拠点として、地域住民の結びつきに配慮した適切な圏域に応じ、活動に必要となる施設の整備や運営組織の設置に取り組みます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
地域活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の活性化に向け、社会福祉施設や生涯学習施設などの既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源を活用し、身近に集まることができる地域の活動拠点づくりを推進します。 ○地域にある様々な空きスペースの有効活用方法や、民間事業者との連携による場の確保など、柔軟な利用体制づくりを進めます。 	健康福祉課 まちづくり課 生涯学習課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
生活支援体制整備事業 (市委託事業) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士による見守りや支え合いに必要なサービスを提供できるよう体制の基盤やネットワークづくりを行います。 ○住民主体となった地域福祉活動が展開できるよう行政、関係機関と連携を図りながら、取組みを進めます。 ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域活動のさらなる推進を行います。
ボランティアセンター事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアニーズを把握し、ボランティアが主体的に活動できる体制づくりを推進します。 ○ボランティア活動の普及啓発及び活動支援を行うため、活動資金の助成・活動機器整備・貸し出しを行います。 ○ボランティア団体等の活動拠点として利用できるように、ボランティア室の整備に努めます。 ○ボランティア団体等の活性化を目指し、新たな担い手の養成を図るために各種講座を開催します。 ○市民や自治会、学校等の関係団体に、出前講座を活用してもらい、福祉の普及啓発・福祉教育の推進を行います。

基本目標 2 共に生きる地域をつくろう！

【SDGsの関連指標】



■ 基本方針 2-1 支え合う仕組みづくり

誰もが福祉を我が事として捉え、それぞれが身近にできる役割を果たしながら、隣近所がお互いに支え合っていくことのできる仕組みの構築に取り組みます。

【取組むべき事項】

2-1-① 支え合い活動の推進

社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、ボランティア、NPO などに加え、より多くの地域住民に地域福祉活動の支え手として携わってもらえる環境づくりに向け、身近な困ったことにお互い様で助け合う、小地域見守り活動の更なる展開などを契機としながら、隣近所で支え合う活動に対する意識の醸成や、活動を担う人材の発掘・育成などを進めていきます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
重層的支援体制の整備 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行い、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進め、属性・世代を問わない相談、地域づくりの実施体制の整備を推進します。 ○地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、子育て世代包括支援センターなど、総合的な相談窓口の充実と市民への周知を図り、必要に応じてより専門的な機関への結びつけを行います。 ○各種相談機関や専門的機関等が連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。 	健康福祉課 こども課 学校教育課 生涯学習課
地域での支え合いの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民、自治会、民生委員児童委員やいきいきクラブなどの見守り活動の充実を図ります。 ○ボランティア活動拠点として、ボランティアセンター運営の充実と強化を図ります。 ○個人情報やプライバシーに関する取扱いに対する理解を深め、適切に地域福祉活動を推進することができるよう支援します。 	健康福祉課 総務課

施策名	内容	担当課
地域活動団体や福祉サービス事業所等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会、民生委員児童委員やボランティア団体、その他地域で活動している各種団体等の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有などを支援します。 ○地域における、認知症高齢者の徘徊や虐待などの早期発見、関係機関への通知を円滑に行うため、関係機関の連携を強化します。 ○認知症の人と家族の居場所として、社会福祉法人等による認知症カフェとの連携と運営を支援します。 	健康福祉課 総務課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
重層的支援体制の整備 (市委託事業) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を関係機関と連携しながら一体的な事業に取り組みます。
生活支援体制整備事業 (市委託事業) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士による見守りや、支え合いに必要なサービスを提供できるよう体制の基盤やネットワークづくりを行います。 ○住民主体となった地域福祉活動が展開できるよう行政、関係機関と連携を図りながら、取組みを進めます。 ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域活動のさらなる推進を行います。
地域見守り支え合い活動 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等の小地域を単位とした、地域住民による顔の見える関係づくりや見守り、支え合い活動を推進します。 ○地域ケア推進会議（第1層協議体）、圏域支え合いネットワーク連絡会（第2層協議体）など、地域における課題や活動状況の把握に努めます。 ○支え合いネットワーク通信等により地域活動等の情報の発信を充実させます。

■ 基本方針 2-2 交流の場づくり

身近な地域での住民相互のつながりを高め、誰もがいきいきと暮らしていくことができるよう、地域における集いの場や交流の機会の充実に取り組みます。

【取組むべき事項】

2-2-① 地域交流活動の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、子どもから高齢者まで多くの地域の人達が顔見知りになり、興味を持ちながら気軽に交流できる環境づくりが必要です。地域の身近な行事などの機会を通じ、幅広い年齢層の人達や障がい者などの触れ合いや交流、関係団体等の連携を活発に行うことで、お互いに対する理解の向上や、地域の一体感の強化につなげます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
小地域、地区における交流への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○お祭りなどの地域行事・活動への取組、参加促進を支援します。 ○さまざまな人が、参加しやすい新たなイベントや行事の検討を地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。 	生涯学習課 まちづくり課
多様な地域交流への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防サポーターを育成し、いきいきサロン活動を支援します。 ○高齢者ふれあいの里の取組等を通じて、地域交流の促進や健康づくり・介護予防を推進します。 ○こども館、子育て支援センター等を通じて、子育て世代の交流の促進を図ります。 	健康福祉課 こども課
地域交流の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交流の活性化に向け、社会福祉施設や生涯学習施設などの既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源を活用し、身近に集まることができる地域の交流拠点づくりを推進します。 	健康福祉課 生涯学習課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
つながるフェスタ (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に対する意識向上や福祉に対する理解、関心が高まる機会となり、また、ボランティア・福祉施設など多様な団体が参加・交流する機会として開催し、地域福祉の普及啓発を図ります。

事業名	内容
障がい者の余暇活動支援	<p>○障がい者が、自ら選択して地域で余暇活動に参加できる環境づくりを推進すると共に、地域住民の障がいに対する理解を広げるための地域交流・研修会等を行政と共に検討し進めます。</p> <p>○障がい者の参加できる地域活動や交流事業を増やすとともに、サポート体制の充実を図ります。</p>



■ 基本方針 2-3 健康づくりの推進

市民一人ひとりがいつまでも健康に暮らせるよう、健康増進に関する意識の啓発や、みんなが継続して楽しめるスポーツ・レクリエーションなどの活動機会を提供します。

【取組むべき事項】

2-3-① 健康づくり事業の推進

市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らせる環境づくりに向け、健康づくり活動が日常生活において習慣化されるよう、市民に対する意識啓発を進め、バランスの良い食事や適度な運動を促すなど、家庭や地域ぐるみによる自主的な取組を支援します。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
自主的な健康づくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが日頃から健康を意識して生活できるよう、健康づくり講演会や市のホームページ等を通じて啓発します。 ○なすから健康マイレージ事業をはじめとした、健康づくりへの取組を推進します。 ○健康づくりに関する情報提供や活動場所の提供などにより、市民による健康づくり活動に対する支援を展開します。 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、フレイル予防をはじめ高齢者の健康づくりを推進します。 	健康福祉課 生涯学習課
健康診査や健康教室等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康に関心をもち、個々の健康管理に役立てるため、特定健康診査や各種がん検診などの充実を図るとともに、周知徹底や受診率の向上に努めます。 ○生活習慣病を予防し、それぞれの年齢に応じた健康を保持・増進していくため、スポーツ・レクリエーション活動や健康教室などの充実を努めます。 	健康福祉課 市民課 生涯学習課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
福祉関係団体等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきクラブ、心身障害児者父母の会等の地域福祉団体の活動がより活発になるように活動の周知や活性化を図ります。また、ニーズに応じた福祉組織の立ち上げや支援を行います。 ○福祉関係団体等のスポーツ・レクリエーション活動が継続するよう運営サポートや新規会員の加入促進の支援をします。

■ 基本方針 2-4 生きがいつくりの推進

高齢者や障がい者が地域で孤立しないよう、それぞれの世代や背景を越えた地域での居場所づくりに向け、楽しみや生きがいの感じられる様々な交流・活動支援に取り組みます。

【取組むべき事項】

2-4-① 高齢者の生きがいつくり事業の充実

高齢者一人ひとりが意欲を持って社会生活を送ることができるよう、暮らしの楽しみを見出す機会となる生涯学習活動の充実や子ども達を交えた世代間交流の場づくり、社会との接点となる就労・ボランティア活動に対する支援などを進め、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる居場所づくりに取り組みます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
いきいきクラブ活動への支援	○いきいきクラブ活動は、生きがいつくりと健康づくりにおいてその役割はますます大きくなるため、魅力ある自主活動を支援します。	健康福祉課
多様な地域交流への支援	○介護予防サポーターを育成し、いきいきサロン活動を支援します。 ○高齢者ふれあいの里の取組等を通じて、地域交流の促進や健康づくり・介護予防を推進します。 ○生涯学習活動をはじめ、様々な社会参加の場の提供に努めます。	健康福祉課 生涯学習課
シルバー人材センターへの支援	○シルバー人材センターを支援し、高齢者の希望に応じた多様な形態で働くことができるような環境づくりを積極的に推進します。	健康福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
いきいきクラブの支援	○いきいきクラブが実施するスポーツ（グラウンド・ゴルフ、パタンク、輪投げ等）、レクリエーション（手芸、絵手紙、カラオケ、踊り等）、ふれあい活動（見守り等）などの自主活動支援を通して、生きがいつくりを推進します。 ○解散・休止単位クラブの復活（再構築）を支援し、会員増強運動を推進します。

事業名	内容
ボランティアセンター事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアニーズを把握し、ボランティアが主体的に活動できる体制づくりを推進します。 ○ボランティア活動の普及啓発及び活動支援を行うため、活動資金の助成・活動機器整備・貸し出しを行います。 ○ボランティア団体等の活動拠点として利用できるように、ボランティア室の整備に努めます。 ○ボランティア団体等の活性化を目指し、新たな担い手の養成を図るために各種講座を開催します。 ○市民や自治会、学校等の関係団体に、出前講座を活用してもらい、福祉の普及啓発・福祉教育の推進を行います。



【取組むべき事項】

2-4-② 障がい者の余暇活動支援事業の推進

障がいの垣根を越えてすべての人がお互いを理解しあい、交流を楽しむことができる環境整備が必要です。障がい者の意向等を把握しながら、文化活動、スポーツ・レクリエーションなど幅広い分野における活動の場や情報の提供を図り、誰もが気軽に参加できる雰囲気づくりに取り組みます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
福祉意識の向上に向けた取組の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が地域に住む高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する理解を深められるよう、各種の生涯学習講座や公民館活動などを通じ、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ○市民の障がい者に対する理解を深めるため、講演会などを開催するとともに、障がいのある人と地域の人々が交流できる機会の充実に努めます。 	生涯学習課 健康福祉課 こども課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
障がい者の余暇活動支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者が、自ら選択して地域で余暇活動に参加できる環境づくりを推進すると共に、地域住民の障がいに対する理解を広げるための地域交流・研修会等を行政と共に検討し進めます。 ○障がい者の参加できる地域活動や交流事業を増やすとともに、サポート体制の充実に努めます。

■ 基本方針 2-5 福祉サービスの充実

地域共生社会の実現に向け、地域での様々なニーズに応じた福祉サービスを提供できるよう、保健・医療・福祉・子育てなどの多機能が連携した包括的な支援体制の強化に取り組みます。

【取組むべき事項】

2-5-① 高齢者・障がい者・子育て支援の充実

支えを必要とする人達の状況やニーズに応じ、必要とされる保健・医療・子育てなどの各種福祉サービスが効果的・効率的に提供されるよう、関連する個別計画に基づいた各種事業を推進します。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
福祉サービスの情報提供の充実	○福祉サービスの情報を必要としている人が、情報を得ることができるように、広報誌や市ホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体や総合的な相談窓口を活用して、わかりやすく情報提供します。	健康福祉課 こども課
各種福祉サービスの充実	○地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各施策により、相談体制の充実や在宅福祉サービスの推進を図ります。 ○身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域に密着したサービスの充実を図ります。 ○保護者や介護者の負担を軽減する取組を進めます。 ○認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう認知症サポーターの養成を図ります。	健康福祉課 こども課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
入院時安心サポート事業	○家族の支援が受けられない人や介護度が軽度の人入院時の洗濯や買い物、通院の付き添いを行います。
日常生活福祉用具貸出事業	○市内在住の人が身体機能の低下や負傷等の理由により、日常生活を送る上で、一時的に福祉用具・福祉車両等が必要な人へ貸し出し、自立生活の支援や社会参加の促進を図ります。併せて各関係機関へも活用を促す事業周知を行います。

【取組むべき事項】

2-5-② 保健・医療・福祉の連携

地域が抱える様々な福祉課題を解決する包括的な支援体制の構築に向け、行政と保健・医療分野をはじめとする専門職や福祉関係事業者との連携・協力体制強化に取り組みます。

また、安心した出産・子育てに対するきめ細かなサポートが可能となるよう、妊娠期から子育て期に至るまでの各段階に応じた総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの運営強化を行います。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
保健・医療・福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉などが連携した地域包括ケアシステムの充実を図ります。 ○行政や福祉サービス事業所、医療機関の連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られるしくみづくりに努めます。 	健康福祉課 こども課
連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑、多様化する福祉課題に対応するため、重層的・横断的な組織体制を構築し、連携を強化します。 ○社会福祉協議会と連携して、地域福祉に対する活動内容を周知します。 ○地域のニーズからの新たなサービスの創出や、行政や専門機関などとの調整役としての機能強化を図るため、各地域に「生活支援コーディネーター」の設置を推進します。 ○市民、社会福祉団体、行政等による協議や連携の場を充実させます。 	健康福祉課 こども課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
重層的支援体制の整備 (市委託事業) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を関係機関と連携しながら一体的な事業に取り組みます。

【取組むべき事項】

2-5-③ 外出支援サービスの充実

誰もが容易に利用できる、地域の実情に応じた効率的な移送サービスを確保するため、福祉タクシーやデマンド交通の充実に取り組みます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
移動手段の確保・充実	○市で運行するデマンド交通について、利用者ニーズを考慮した利便性の向上を図ります。 ○利用者にとって効果的な福祉タクシー助成制度・通院支援事業を検討します。	まちづくり課 健康福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
日常生活福祉用具貸出事業（再掲）	○市内在住の人が身体機能の低下や負傷等の理由により、日常生活を送る上で、一時的に福祉用具・福祉車両等が必要な人へ貸し出し、自立生活の支援や社会参加の促進を図ります。併せて各関係機関へも活用を促す事業周知を行います。



【取組むべき事項】

2-5-④ 総合的な福祉サービス提供の推進

利用者の支援や生活の質の向上を図るため、高齢者・障がい者・児童等の福祉分野を組み合わせ、対象者の分け隔てのないワンストップな相談体制を構築するとともに、多様なニーズに対応できる多機関による協働・連携体制を構築します。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
総合的な福祉サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする市民一人ひとりが地域での生活を維持できるよう、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスの組み合わせやサービス量などを総合的に調整するとともに、必要に応じてボランティア活動や支え合い活動などを組み込む、ケアマネジメント体制の充実を図ります。 ○総合相談窓口の設置を進め、対象者の分け隔てなく相談に対応するとともに、地域における適切な保健・医療・福祉のサービス利用につなげます。 	健康福祉課 こども課 市民課
重層的支援体制の整備 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行い、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進め、属性・世代を問わない相談、地域づくりの実施体制の整備を推進します。 ○地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、子育て世代包括支援センターなど、総合的な相談窓口の充実と市民への周知を図り、必要に応じてより専門的な機関への結びつけを行います。 ○各種相談機関や専門的機関等が連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。 	健康福祉課 こども課 学校教育課 生涯学習課
保健・医療・福祉の連携 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉などが連携した地域包括ケアシステムの充実を図ります。 ○行政や福祉サービス事業所、医療機関の連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られるしくみづくりに努めます。 	健康福祉課 こども課

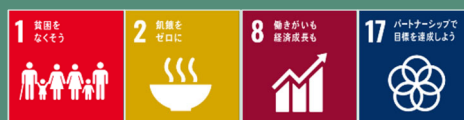
【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
重層的支援体制の整備 (市委託事業) (再掲)	○既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を関係機関と連携しながら一体的な事業に取り組めます。
地域包括支援センターの充実 (市委託事業)	○地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターの機能強化を図るために、専門職の適正配置及び市や関係機関との連携強化を目指します。 ○介護支援専門職や関係機関との連携を図るための研修、自治会、民生委員児童委員、生活支援体制整備事業との連携により社会資源の開発等を推進します。
心配ごと相談・市民法律相談 (市委託事業) (再掲)	○生活上の福祉問題等を抱えた市民の悩みを解決できるよう、心配ごと相談・市民法律相談を開設し、相談に応じます。



基本目標 3 安全・安心のまちをつくらう！

【SDGsの関連指標】



■ 基本方針3-1 自立に向けた支援の推進

様々な課題・困難を抱える生活困窮者や子ども達などを支えられるよう、実態を的確に把握し、自立を促す相談体制の充実や就労の支援、地域での居場所づくりなどに取り組みます。

【取組むべき事項】

3-1-① 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の生活を守るため、地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動による生活困窮者の早期発見・実態把握を進めるとともに、誰もが支援を適切に受けられる相談窓口の機能強化、経済的支援を必要とする人に対する各種福祉資金の貸付けを行います。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
生活困窮者への自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、生活困窮者一人ひとりの実情を踏まえた助言・指導を行うことにより、早期の自立を進めます。 ○生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。 ○各種支援制度の案内を定期的に広報紙などに掲載し、制度の周知を図ります。 ○関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。 	健康福祉課 こども課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得者世帯等生活困窮者に対し、資金の貸付等を行い、自立生活を支援していきます。 ○生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、市の重層的な支援体制の整備と併せ、自立相談支援事業等必要な事業委託を進め、生活に困窮する世帯の支援体制を推進します。

【取組むべき事項】

3-1-② 子どもの貧困対策の推進

貧困の連鎖の防止に向け、経済的な困窮等の事情により支援が必要な児童・生徒に対する学習支援の強化を図るとともに、子どもの貧困の実態を把握し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する家庭の子ども達の居場所づくりを行います。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
子育て家庭への経済的支援と子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期の子どもが生まれる前から子どもの社会的自立まで、困難を抱える家庭に目を向け、切れ目のない支援の手を差し伸べられるよう早期発見に努め、相談・支援の充実を図ります。 ○貧困の状態にある子どもとその家庭が社会的に孤立することがないように、関係機関や支援団体が連携し、相談・支援の充実を図ります。 ○経済的に困窮する家庭が安定的な生活基盤を築くことに資するため、保護者の就労に向けた求職活動等を支援します。合わせて、安心して仕事を継続できるように、保育等の環境整備を図ります。 ○教育・保育に必要な教材や日常生活での必需品等のリサイクル事業実施に向けて検討します。 ○生活困窮世帯の子どもに対する学習支援により、貧困の連鎖の防止を図ります。 ○子育て世帯の経済的負担の軽減及び生活応援を目的として、住宅支援策を実施し、安心して暮らせるまちづくりへの取組を推進します。 	こども課 学校教育課 まちづくり課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
生活困窮者の自立支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得者世帯等生活困窮者に対し、資金の貸付等を行い、自立生活を支援していきます。 ○生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、市の重層的な支援体制の整備と併せ、自立相談支援事業等必要な事業委託を進め、生活に困窮する世帯の支援体制を推進します。

【取組むべき事項】

3-1-③ 雇用・就労支援の推進

障がい者、高齢者、ひとり親家庭の母、養護施設の退所者などが安定した収入による自立した生活が送れるよう、公共職業安定所との連携による就業支援をはじめ、仕事内容に対する興味やスキルの向上を促す機会の創出、雇用者側への福祉に関する理解の促進に取り組めます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
雇用・就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○就労の確保に向け、ハローワーク等と連携し、就職に向けた相談・支援等の充実を図ります。 ○テレワーク等の柔軟な働き方や農業分野の就労支援など多様な就業機会の確保を推進します。 ○障害のある人の就労を促進するため、雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援を推進します。 ○高齢者の雇用・就業の促進を図り、地域における働く場を確保するため、シルバー人材センターの支援を行います。 ○役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングする就労的活動支援コーディネーターの配置を進めます。 	商工観光課 健康福祉課 こども課 学校教育課 農政課



【取組むべき事項】

3-1-④ 当事者団体・家族介護者への支援

地域力を強化する取組として、当事者団体・組織に対する地域での活動の場や必要な情報の提供を行います。

また、地域の中で認知症高齢者の介護にあたる家族や障がい者を監護する親達の心身両面での負担軽減が図られるよう、安心して介護ができる環境づくりや相談体制の充実に取り組みます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
家族介護者等へのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者を介護している家族又は近隣の援助者の様々なニーズに対し、介護者相互の交流や情報交換の場を提供することにより、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ります。 ○認知症カフェや家族介護教室を開催し、家族の介護負担の軽減や、認知症の人やその家族が地域住民や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場として提供できるよう努めます。 ○障がいのある人の家族や介助者への身体的、精神的なケアを充実させます。 ○おむつ給付サービス事業やねたきり老人等介護手当事業により、介護者への経済的負担の軽減を図ります。 	健康福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
福祉関係団体等の活動支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきクラブ、心身障害児者父母の会等の地域福祉団体の活動がより活発になるように活動の周知や活性化を図ります。また、ニーズに応じた福祉組織の立ち上げや支援を行います。 ○福祉関係団体等のスポーツ・レクリエーション活動が継続していくよう運営サポートや新規会員の加入促進の支援をします。

■ 基本方針3-2 災害時の備えと対応

災害が起きた際にも、高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、地域住民の安全が確保されるよう、密接な連携・協力による共助の力を中心とした防災体制づくりに取り組みます。

【取組むべき事項】

3-2-① 自主防災組織の育成

大規模な災害の発生に備え、地域・地区・小地域の特性に応じた共助による防災体制が速やかに機能するよう、活動支援マニュアルの策定による自主防災組織の活動促進に取り組みます。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成と運営支援を図ります。 ○防災マップの作成、地区防災計画や自主防災組織設立など、防災活動に対し、支援を図ります。 ○市内事業所が地域防災活動へ積極的に参加するよう、啓発に努めます。 	総務課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
生活支援体制整備事業 (市委託事業) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士による見守りや、支え合いに必要なサービスを提供できるよう体制の基盤やネットワークづくりを行います。 ○住民主体となった地域福祉活動が展開できるよう行政、関係機関と連携を図りながら、取組みを進めます。 ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域活動のさらなる推進を行います。

【取組むべき事項】

3-2-2 災害時避難支援活動の推進

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが安全かつ確実に避難できるよう、小地域見守り活動などを中心とした日頃からの安否確認体制を整えるとともに、自主防災組織・自治会等との連携による災害時要配慮者台帳を活用した避難支援体制の構築を行います。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
災害時体制の強化	○避難所の整備や防災資機材の充実など、防災環境の充実を図ります。 ○障がい者や要介護の高齢者に対応可能な福祉避難所の拡大、医療供給体制の整備を図ります。	総務課 健康福祉課
避難行動要支援者への支援体制の整備	○民生委員児童委員や地域の活動団体などと連携しながら、避難行動要支援者の支援体制の整備を図ります。 ○避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進するとともに、具体的な避難方法等を定めた「見守り・個別避難計画」の整備を図ります。	総務課 健康福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
災害ボランティアセンター体制づくり	○災害時対応や災害ボランティアセンター設置・運営が適切に実施できるよう、継続的な訓練やマニュアルの定期的な見直しを行います。また、行政機関、関係機関、地域ボランティアと連携したネットワークの拡充を行います。
見守り・個別避難計画の推進支援	○要支援者と支援者の「顔の見える関係」を大切にして、災害発生時に実効性を高めるため、平時の見守り活動の延長線上とした避難支援体制の構築を目指し、平時からの見守り活動と一体的に計画作成の推進を支援をします。

■ 基本方針3-3 防犯・事故防止対策の推進

高齢者や障がい者、子どもなど誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域住民や関係機関等との連携による、防犯や事故防止に配慮した環境づくりに取り組みます。

【取組むべき事項】

3-3-① 地域ぐるみ防犯活動の推進

高齢者、障がい者、児童・生徒を犯罪から守る安全・安心な地域づくりに向け、防犯意識を高める啓発や防犯灯の設置など、犯罪の起こりにくい環境整備を進めるとともに、登下校見守り活動をはじめとする地域住民による自主的な防犯活動の支援を行います。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○振り込め詐欺をはじめとする、特に高齢者を狙う犯罪や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、消費生活センターを中心に消費生活相談体制の充実を図り市民に対する啓発や相談活動の充実に努めます。 ○防犯パトロールに取り組む関係団体や関係機関との連携強化を行います。 	商工観光課 総務課 学校教育課
【地方再犯防止推進計画】 再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者、関係機関と連携して、再犯防止についての広報・啓発活動を推進します。 ○犯罪を犯した人などが罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司や関係機関と連携を図ります。 	市民課
交通安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故の防止を図るため、地域や学校において交通安全教室の開催を促進するとともに、事業所や関係機関と連携してドライバーの交通マナーの徹底を図ります。 ○自転車の安全な利用や運転ルールの周知を図ります。 ○運転免許自主返納支援制度の普及・啓発を行います。 	総務課 学校教育課

【地方再犯防止推進計画】

1 計画の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」第8条第1項の規定に基づき、再犯の防止等に関する地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本的事項を示した「地方再犯防止推進計画」として策定します。また、期間については、「第4期那須烏山市地域福祉計画・那須烏山市地域福祉活動計画」と連携し推進することから、同じ期間（令和5年度から令和9年度まで）の5年間とします。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

2 重点施策と今後の取組み内容

重点施策	今後の取組み内容
① 住居と就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の募集状況について、広報や市ホームページなどを活用し、情報提供を行います。 ○協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。
② 保健医療・福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
③ 関係団体の活動の支援、広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪を犯したり非行をした人たちの更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援するとともに、南那須更生保護サポートセンターの支援を行います。 ○犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取り組みで、南那須保護区保護司会那須烏山分区が中心となって行っている「社会を明るくする運動」の実施の協力や、活動の広報を行います。 ○那須烏山市更生保護女性会との連携を図り、取り組みを支援します。
④ 関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木県が開催する再犯防止に関する研修や会議に参加し、県や関係機関との連携を図ります。 ○再犯防止の取り組みにおいて、中心的な役割を担っている宇都宮保護観察所との連携を図ります。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
地域見守り支え合い活動 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等の小地域を単位とした、地域住民による顔の見える関係づくりや見守り、支え合い活動を推進します。 ○地域ケア推進会議（第1層協議体）、圏域支え合いネットワーク連絡会（第2層協議体）など、地域における課題や活動状況の把握に努めます。 ○支え合いネットワーク通信等により地域活動等の情報の発信を充実させます。

【再犯防止のためにできること】



(出典：政府広報オンライン)

■ 基本方針3-4 福祉を支える体制の強化

「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」における基本理念や基本目標の実現に向け、福祉のまちづくり活動の推進役となる社会福祉協議会の基盤強化や市内の部局横断的な組織の確立に取り組みます。

【取組むべき事項】

3-4-① 社会福祉協議会の基盤強化

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応しうる、那須烏山市総ぐるみの取組体制を構築していく上で基幹的な役割を担う社会福祉協議会について、地域福祉に関わる人材の育成・確保や組織体制・財政基盤の強化を促進するとともに、関係団体・関係機関等との連携による、地域共生社会づくりに向けた各種施策の展開を行います。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
社会福祉協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、連携を強化します。 ○社会福祉協議会の活動内容を周知するとともに、各種ボランティア団体の活動支援や市社協主催のイベント等に協力します。 	健康福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進体制を確立し、地域と専門職が連携した活動やサービスの展開に努めます。 ○福祉ニーズの変化や多様化に応じることのできる社協が求められており、業務の簡素化と効率化を図り、限られた財源と人材で、最大限の事業効果を生む業務改善に努めます。 ○事業効果の検証、業務執行の課題を検討し、より良い方策を見出す協議の場の整備を図ります。
財政基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○社協会費・赤い羽根共同募金・日赤会費・寄付金は、社会福祉協議会の貴重な財源であり、住民等の理解を得て、継続的・安定的な財源として確保に努めます。 ○市と連携し、地域福祉推進に必要な財源確保に努めます。 ○各種助成事業を活用し、歳入の安定的な確保に努めます。 ○車両や事務機器の有効活用を行い、維持経費の削減に努めます。

【取り組むべき事項】

3-4-② 庁内推進体制等の整備

「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づきながら、地域生活に課題を抱える様々な人達を包括的に支援していくため、保健・医療・福祉等を含めた、庁内の積極的な連携を支える部局横断的な組織の整備を図ります。

◆ 市・社協の主な施策 ◆

【市が取り組むこと】

施策名	内容	担当課
庁内推進体制の強化	○複雑、多様化する福祉課題に対応するため、組織横断的な体制を構築し、連携を強化します。	全 課
市民参画の促進	○市民、社会福祉団体、行政等による協議や連携の場を充実させます。 ○市民に対し、市の計画づくりや事業への参加・参画について普及啓発を行います。	健康福祉課 まちづくり課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

事業名	内容
市との連携強化	○地域福祉を推進していくため、行政各課と横断的な体制づくり・連携強化を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

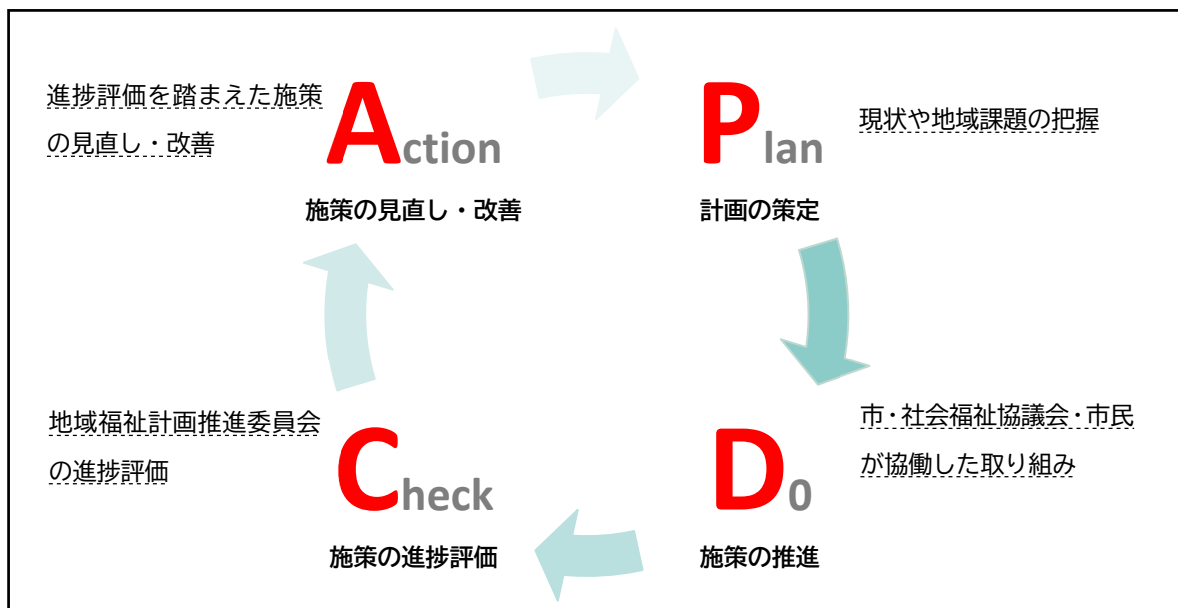
本計画は、市と社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進捗等に関して情報交換や連絡調整を行います。

また、計画の推進にあたっては、公的なサービスの充実はもとより、自治会や民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO、関係機関などが相互に連携・協働していくことが重要です。

地域福祉への理解と関心を深め、取り組みの企画、運営、評価改善まで積極的に参画するしくみに発展させ、市民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割をすすめていく必要があります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、地域福祉計画推進委員会の開催を通じ、今後、本市を取り巻く環境変化などに適切に対応するため、随時点検を行い、必要に応じて施策内容や取り組み方法を見直し、新たな施策の実施なども視野に入れた各施策の評価・改善を行っていきます。



【資料編】

1 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和3年11月	地域福祉に関するアンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の18歳以上の人 ・住民基本台帳より無作為抽出 ・有効回答率38.2% (764件/2,000件)
令和4年6月27日	地域福祉計画推進委員会事務局部会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局部会の役割について ・事務局部会の支援体制について
令和4年7月4日 令和4年7月5日 令和4年7月7日 令和4年7月13日 令和4年7月14日	住民懇談会（那須烏山市支え合いネットワーク連絡会）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題とその対策についての意見交換 ・自治会長、民生委員児童委員、高齢者ふれあいの里、見守り組織、いきいきクラブ等関係者84名
令和4年7月19日	高校生アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内高校生15名
令和4年8月	「総合相談支援等」及び「権利擁護等相談」に関するアンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者（ケアマネージャー、包括職員、障害者相談支援専門員、医療相談員）69名 ・民生委員児童委員74名
令和4年11月14日 ～11月25日	地域福祉計画推進委員会（第1回） （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案について
令和4年12月21日	地域福祉計画推進委員会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
令和5年1月23日	政策調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
令和5年2月1日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
令和5年2月16日 ～ 令和5年3月17日	パブリックコメント （2/15お知らせ版 2/16ホームページ掲載）	
令和5年3月	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	

2 地域福祉計画推進委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属	選任区分
1	村上和男	市民生委員児童委員協議会 副会長	福祉関係団体等
2	樋山洋平	市社会福祉協議会 会長	
3	栗崎裕二	市いきいきクラブ連合会 会長	
4	黒崎みさえ	市心身障害児者父母の会 会長	
5	中山粂男	市自治会連合会 会長	市民団体等
6	金枝好光	市健康づくり推進協議会 会長	
7	小堀恵美子	市女性団体連絡協議会 婦人会会長	
8	山久保拓男	子ども子育て会議 会長	
9	赤羽幸雄	ボランティアセンター運営委員会	
10	大橋誠	公募委員	
11	滝田勇人	高齢者施設 敬愛会 理事長	福祉施設等
12	榎由美子	児童施設 つくし幼稚園 園長	
13	滝童内政美	障害者施設 大和久福祉会 地域支援施設長	
14	大谷雅彦	那須南病院 医療連携室 社会福祉士	医療関係
15	皆川康代	市福祉事務所長兼健康福祉課長	
16	川俣謙一	市こども課長	

3 那須烏山市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 29 年 9 月 1 日
那須烏山市要綱健第 8 号
改正 令和 5 年 2 月 1 日要綱健第 10 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定により、那須烏山市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、那須烏山市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定することを目的として、那須烏山市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1)福祉計画の策定に関すること。
- (2)その他福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、地域福祉にかかわる団体の代表者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 委員会は、個別課題検討項目の整理にあたり、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(最初の委員会の招集)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和 5 年 2 月 1 日那須烏山市要綱健第 10 号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

4 参考資料

1. 社会福祉施設・事業所等の状況（令和5年3月）

【高齢者】

（※順不同）

地域包括支援センター	地域包括支援センター からすやま	地域包括支援センター みなみなす		
居宅介護支援	愛和苑	富士山苑	ほっとからすやま	社会福祉協議会
	烏山ケアステージとちの木	敬愛荘ケアプランセンター	リビータス	あい
	春の陽	春風（R5.1～）		
小規模多機能型居宅介護	なごみ			
看護小規模多機能型居宅介護	あいさん家			
訪問介護	社会福祉協議会			
訪問看護	あい	こころの和	月明り	春風
通所介護 通所リハビリ	愛和苑	大金の里	富士山苑	ほっとからすやま
	くまだ機能訓練	J A なす南ひまわり	敬愛荘	南那須介護老人保健施設
	デイホーム介護ファミリー	烏山ケアステージとちの木	寄り堀ノ内	デイホームおとなりさん
	リハビリステーション歩	JOYS フィットネスクラブ		
短期入所生活介護 短期入所療養介護	愛和苑	ユニット型愛和苑	大金の里	富士山苑
	ほっとからすやま	敬愛荘	南那須介護老人保健施設	こぶしの丘
	あいぜん			
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	ケアライフ じん	至誠福祉サービス	アプリコット	
有料老人ホーム	明和ふれあいガーデン	聖園ヨゼフ老人ホーム	烏山ケアステージとちの木	
養護老人ホーム	聖園ヨゼフ老人ホーム			
特別養護老人ホーム	愛和苑	ユニット型愛和苑	敬愛荘	こぶしの丘
	てんまりの杜	あいぜん		
老人保健施設	富士山苑	南那須介護老人保健施設		
認知症対応型共同生活介護	ふげん	さらい	富士見屋	
認知症対応型通所介護	ふげん	さらい	えがお蔵舞	

【児童】

保育園	にこにこ保育園	すくすく保育園	烏山保育園	
認定こども園	烏山みどり幼稚園	烏山聖マリア幼稚園		
地域型保育（事業所内保育）	みらいのKaze 保育園			
地域型保育（小規模保育）	ゆうゆうランド那須烏山園	キッズランドあさひ	こうのやま保育園	あいのわ保育園
病児・病後児保育	那須南病院病児保育所			
児童養護施設	明和園	桔梗寮		
母子生活支援施設	烏山母子寮			
〔教育施設〕 幼稚園	つくし幼稚園			

【障がい児者】

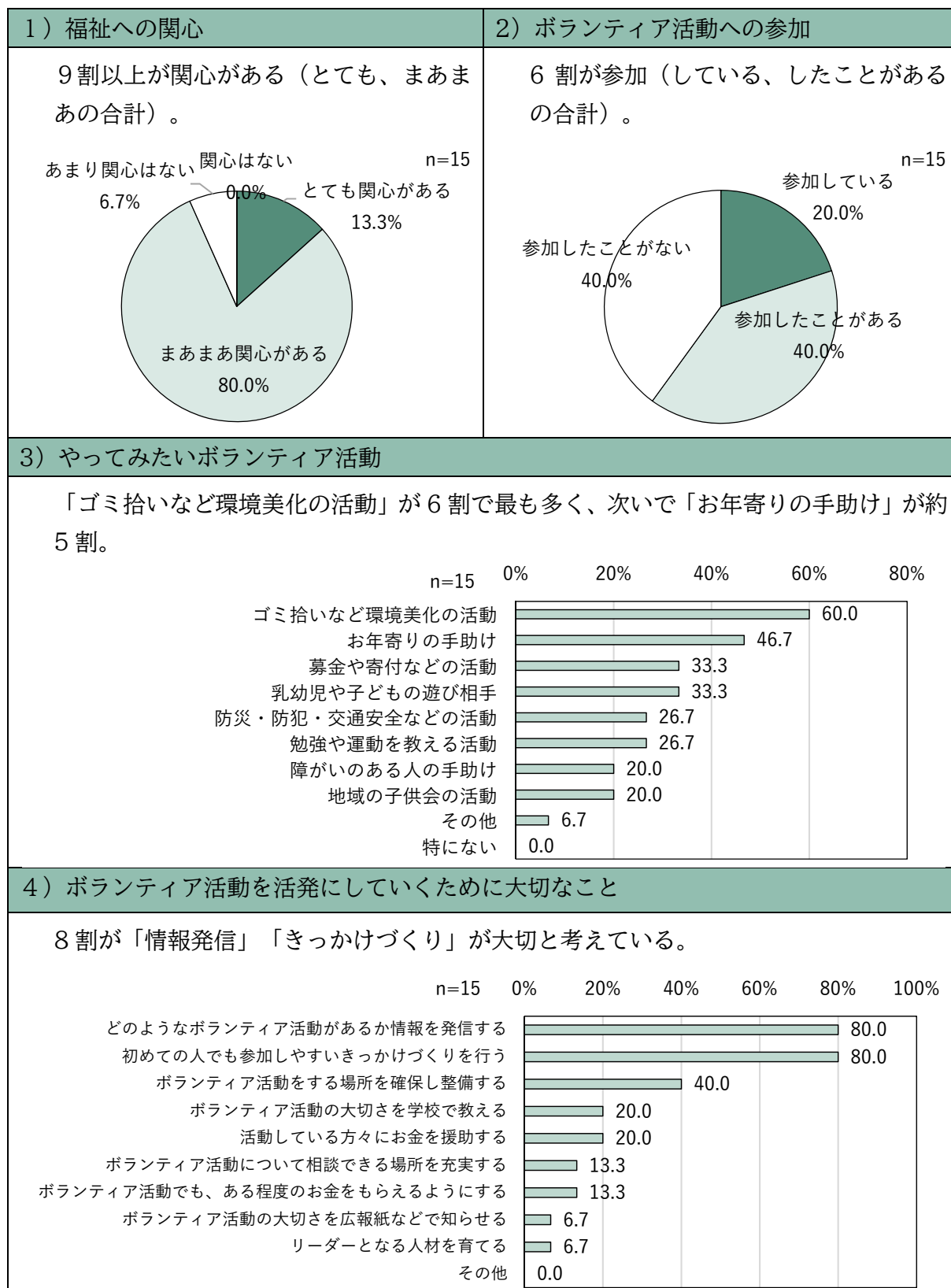
訪問系サービス	訪問介護事業所（社協）	ホームヘルプわらび		
日中活動系サービス	あすなろ・すずらん（社協）	いっぴ（大和久福祉会）	大和久育成園	bistro perle de beauté （敬愛会）
	みつわ工房	ワンステップ那須烏山		
居宅系サービス	大和久育成園	グループホーム （大和久福祉会）	よこまくらグループホーム （みつわ会）	
相談支援	くれよんホーム（社協）	障がい者相談支援センター （大和久福祉会）	やみぞひまわり	
障がい児サービス	大和久学園	くれよんクラブ（社協）	空と虹のなーさりい （敬愛会）	
地域活動支援センター	やみぞひまわり			

【その他】

その他	こども館	放課後児童クラブ	烏山授産場	
-----	------	----------	-------	--

2. 高校生アンケート調査結果

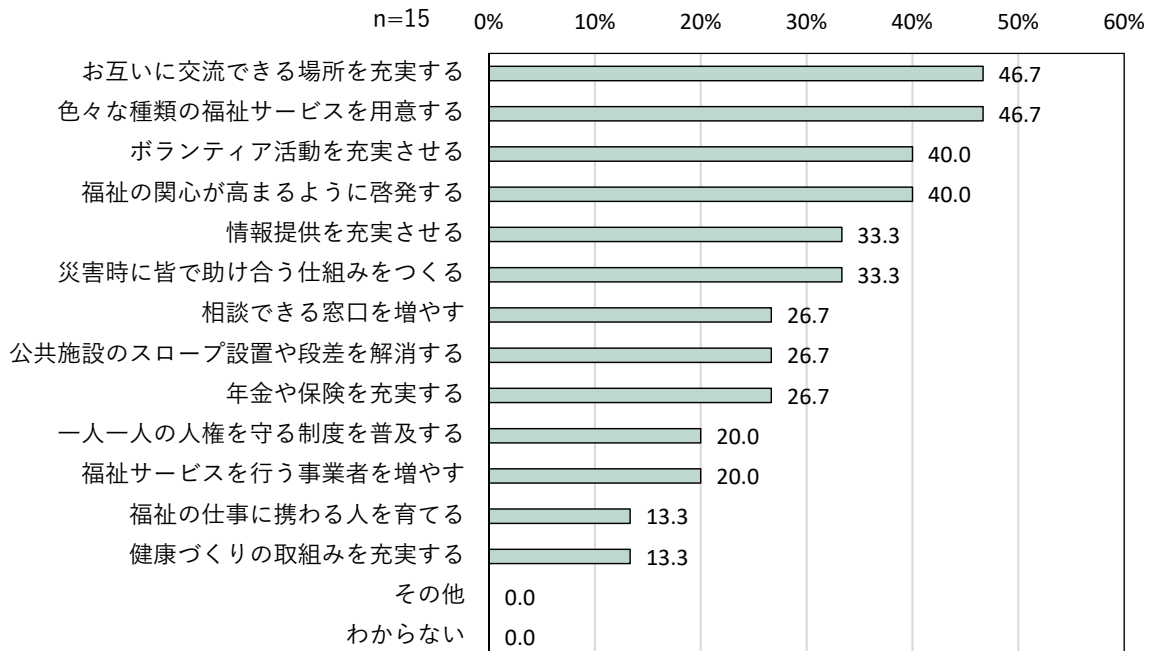
令和4年度に市内の高校生15名に「福祉」に関するアンケート調査を行いました。



<p>5) 那須烏山市社会福祉協議会の認知度</p>	<p>6) 民生委員児童委員の認知度</p>																
<p>「知っている」は1割未満。</p> <p>n=15</p> <table border="1"> <tr><th>認知度</th><th>割合</th></tr> <tr><td>名称も活動内容も知っている</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>聞いたことはある</td><td>53.3%</td></tr> <tr><td>知らない(初めて聞いた)</td><td>40.0%</td></tr> </table>	認知度	割合	名称も活動内容も知っている	6.7%	聞いたことはある	53.3%	知らない(初めて聞いた)	40.0%	<p>「知っている」は約1割。</p> <p>n=15</p> <table border="1"> <tr><th>認知度</th><th>割合</th></tr> <tr><td>名称も活動内容も知っている</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>聞いたことはある</td><td>33.3%</td></tr> <tr><td>知らない(初めて聞いた)</td><td>53.3%</td></tr> </table>	認知度	割合	名称も活動内容も知っている	13.3%	聞いたことはある	33.3%	知らない(初めて聞いた)	53.3%
認知度	割合																
名称も活動内容も知っている	6.7%																
聞いたことはある	53.3%																
知らない(初めて聞いた)	40.0%																
認知度	割合																
名称も活動内容も知っている	13.3%																
聞いたことはある	33.3%																
知らない(初めて聞いた)	53.3%																
<p>7) 困っている人への手助けの経験</p>	<p>8) 偏見や差別について</p>																
<p>約5割が手助けの経験がある。具体的には、「荷物運び」「道案内」など。</p> <p>n=15</p> <table border="1"> <tr><th>経験の有無</th><th>割合</th></tr> <tr><td>ある</td><td>46.7%</td></tr> <tr><td>ない</td><td>53.3%</td></tr> </table>	経験の有無	割合	ある	46.7%	ない	53.3%	<p>7割以上が偏見や差別を感じている(とても、少しの合計)。</p> <p>n=15</p> <table border="1"> <tr><th>感じ方</th><th>割合</th></tr> <tr><td>とてもあると思う</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>少しはあると思う</td><td>66.7%</td></tr> <tr><td>特にないと思う</td><td>26.7%</td></tr> </table>	感じ方	割合	とてもあると思う	6.7%	少しはあると思う	66.7%	特にないと思う	26.7%		
経験の有無	割合																
ある	46.7%																
ない	53.3%																
感じ方	割合																
とてもあると思う	6.7%																
少しはあると思う	66.7%																
特にないと思う	26.7%																
<p>9) ご近所による支え合い、助け合い</p>	<p>10) 「福祉」とは</p>																
<p>9割以上が「ご近所による支え合い、助け合い」は必要と考えている。</p> <p>n=15</p> <table border="1"> <tr><th>必要かどうか</th><th>割合</th></tr> <tr><td>必要だと思う</td><td>93.3%</td></tr> <tr><td>必要だと思わない</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>わからない</td><td>6.7%</td></tr> </table>	必要かどうか	割合	必要だと思う	93.3%	必要だと思わない	0.0%	わからない	6.7%	<ol style="list-style-type: none"> 1 良心の心から生まれる人のための活動 2 良いまちをつくり、お年寄りに寄りそうこと 3 日々の生活で困る人を極力減らすための活動 4 お年寄りや身体の不自由な人の生活をサポートする事 5 皆が平等に幸せで安全であるための手助け 6 人と人が協力して生活していくこと・支え、支えられる関係・自分に足りないことを補うこと 7 誰もが住みやすいように工夫をすること 8 協力 9 互いが協力して支え合うこと 10 ひとり一人が平等に豊かな生活を送るために必要なこと 11 困っている人を助けるしくみ 12 思いやり 13 誰もがすこやかに生活できるまちづくり・支え合い 14 人々が互いに支え合うこと 15 高齢者達が生きがいをもって楽しく日常を過ごすこと 								
必要かどうか	割合																
必要だと思う	93.3%																
必要だと思わない	0.0%																
わからない	6.7%																

11) 那須烏山市で福祉のまちづくりを行っていくために重要なこと

約 5 割が「交流できる場の充実」「福祉サービスの多様性」が重要と考えています。また、「ボランティア活動の充実」「福祉の関心を高める啓発」も約 4 割と多くなっている。



12) 高校生アンケート調査結果のまとめ

福祉への関心は高く、ボランティア活動経験や困っている人の手助けをしたことがある人も多くなっています。一方、社会福祉協議会や民生委員児童委員の認知度は低くなっています。「地域でどのような活動が行われているのか」といった情報が届いていないと考えられます。

『福祉のまちづくり』を行っていくために必要なことでは、「交流できる場の充実」「福祉サービスの多様性」が重要と考えている人が多く、若者が参加できる交流の場所や、福祉活動を充実させることは、若者の地域活動への参加につながるものと考えられます。

3. 「総合相談支援等」「権利擁護等相談」に関するアンケート調査結果

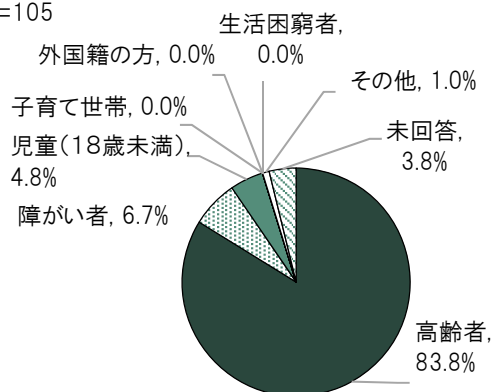
令和4年度に、市内の人を支援している相談支援従事者（ケアマネージャー、包括職員、障害者相談支援専門員、医療相談員）69名、地区ごとの市民の支援者（那須烏山市民生委員児童委員）74名を対象に、アンケート調査を実施しました。

○「総合相談支援等」に関するアンケートの調査結果

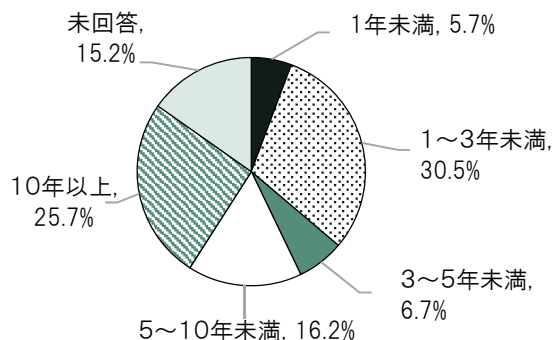
1) 支援している主な対象者と経験年数

○ 支援している主な対象者は「高齢者」が83.8%で最も多く、次いで「障がい者」が6.7%、「児童（18歳未満）」が4.8%などとなっており、経験年数では、「5年未満」の合計で42.9%となっている。

n=105



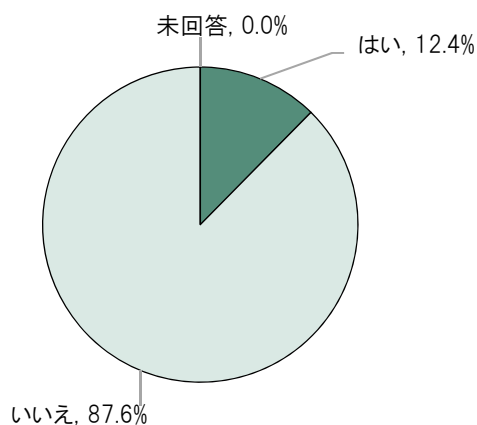
n=105



2) 児童もしくは子育て家庭から、相談を受けたことがあるか

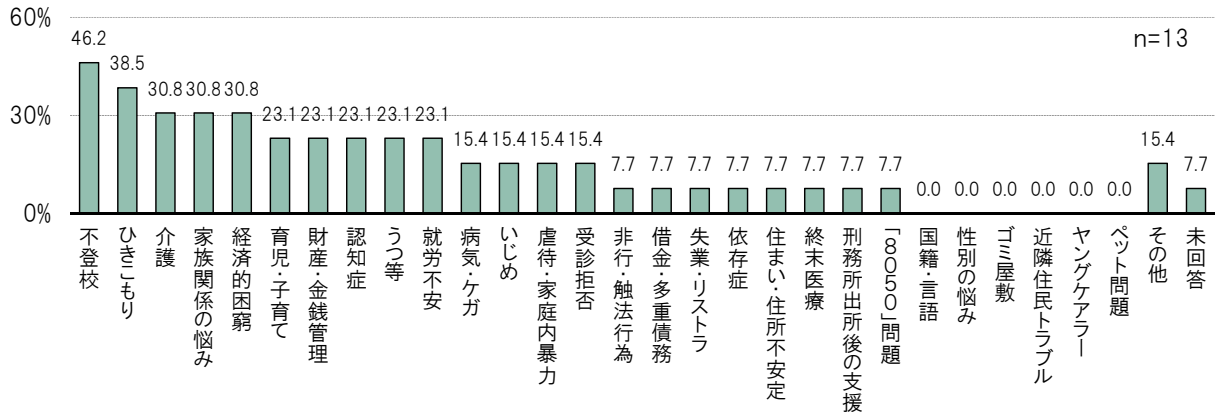
○ 「相談を受けたことがある」は12.4%となっている。

n=105



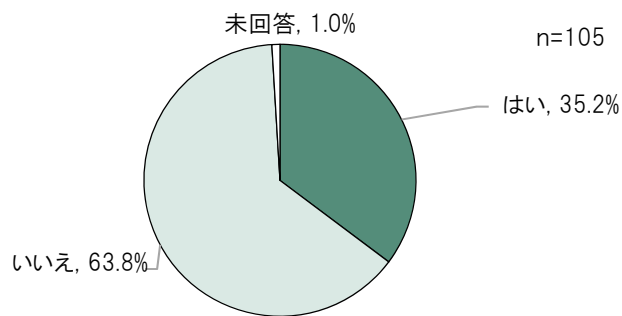
3) 「児童」もしくは「子育て家庭」から受けた相談内容

○ 受けた相談内容では、「不登校」が46.2%で最も多く、次いで「ひきこもり」が38.5%などとなっている。



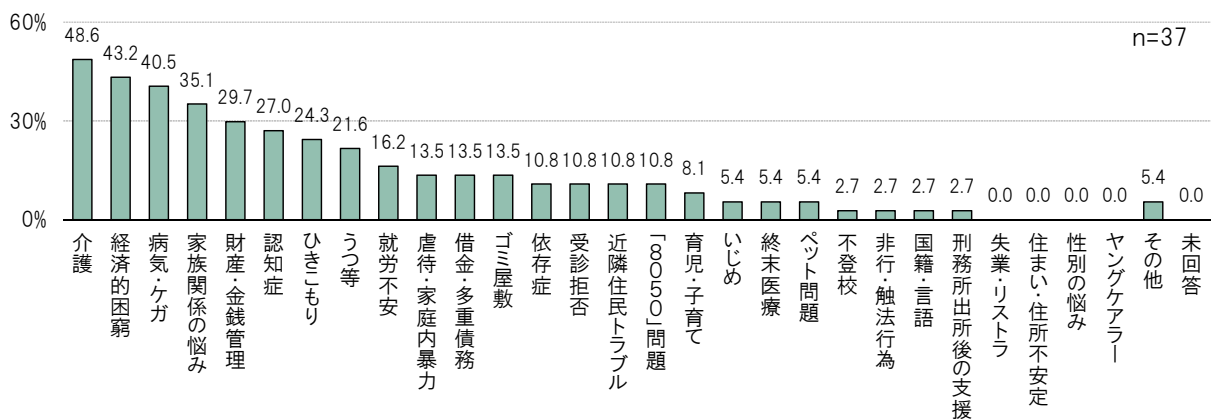
4) 「障がい者」や「障がいの方と同居家庭」から相談を受けたことがあるか

○ 「相談を受けたことがある」は35.2%となっている。



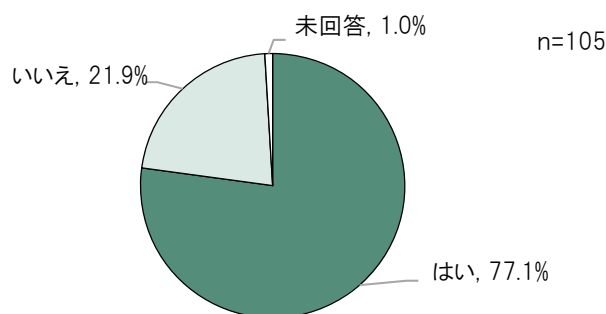
5) 「障がい者」や「障がいの方と同居家庭」から受けた相談内容

○ 受けた相談内容では、「介護」が48.6%で最も多く、次いで「経済的困窮」が43.2%などとなっている。



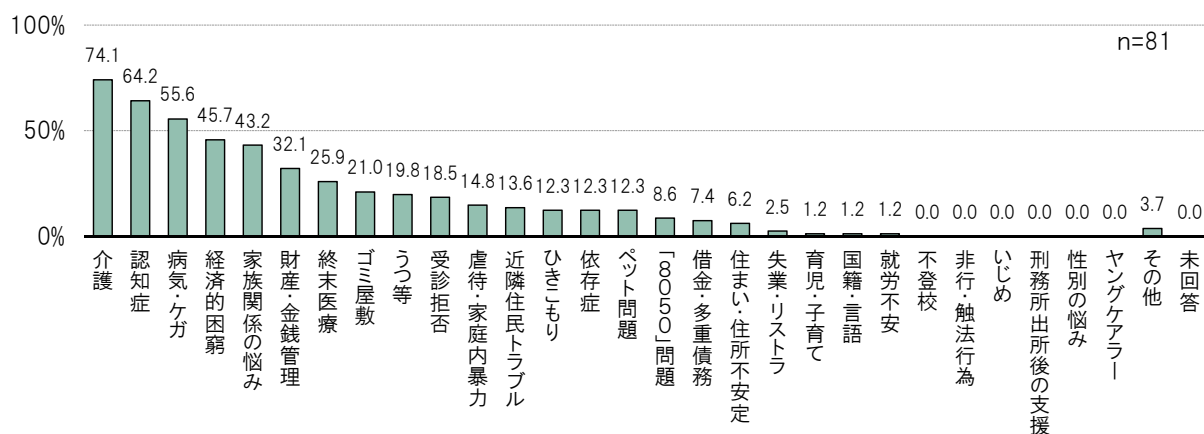
6) 「高齢者」や「高齢者家庭」から相談を受けたことがあるか

○ 「相談を受けたことがある」は77.1%となっている。



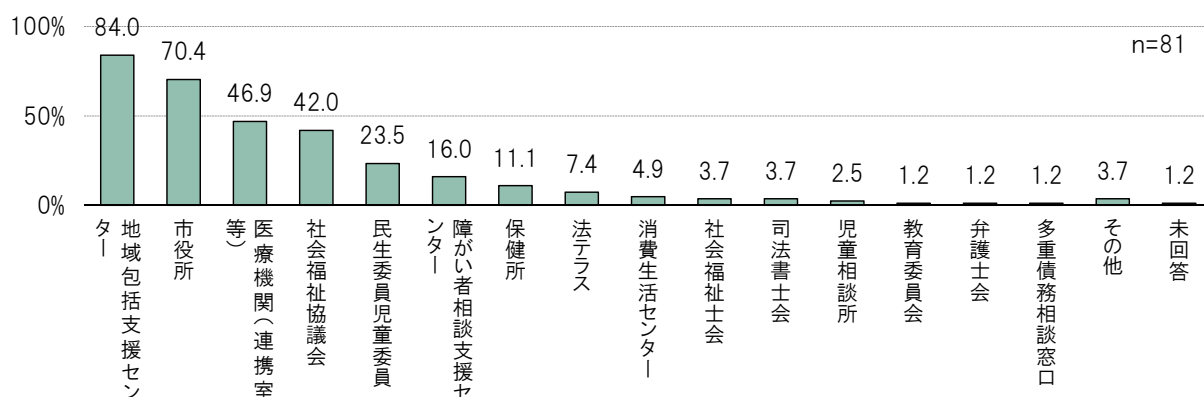
7) 「高齢者」や「高齢者家庭」から受けた相談内容

○ 受けた相談内容では、「介護」が74.1%で最も多く、次いで「認知症」が64.2%などとなっている。



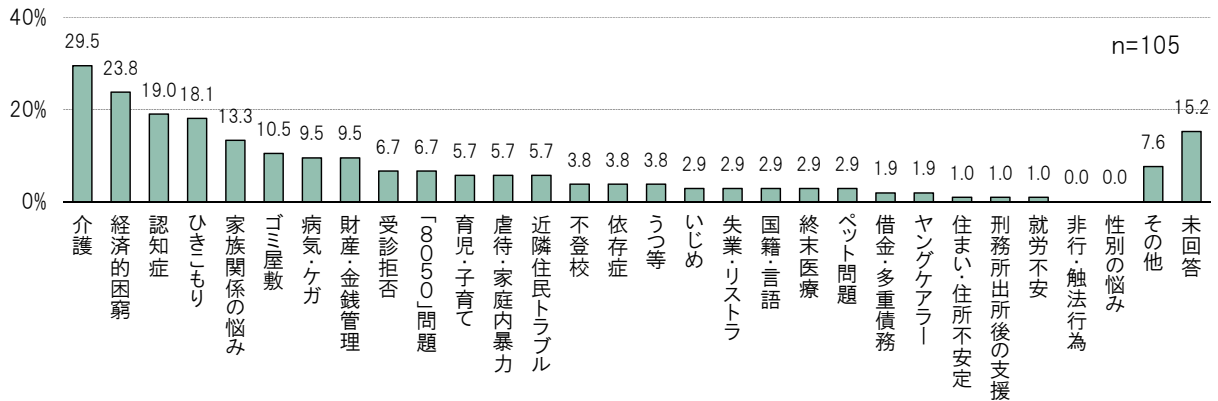
8) 連携したことのある相談窓口

○ 連携したことのある相談窓口では、「地域包括支援センター」が84.0%で最も多く、次いで「市役所」が70.4%などとなっている。



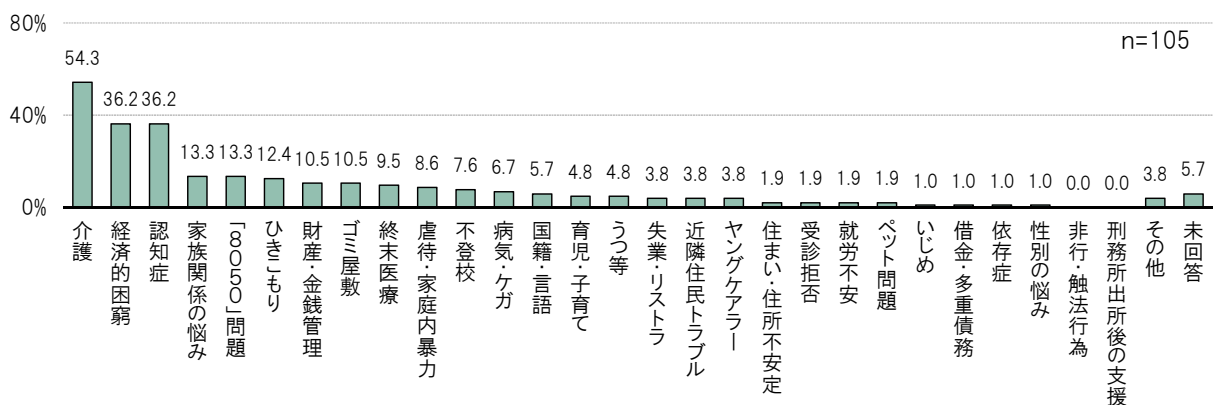
9) 市内で「制度のはざま」となっている課題

○「制度のはざま」となっている課題では、「介護」が29.5%で最も多く、次いで「経済的困窮」が23.8%などとなっている。



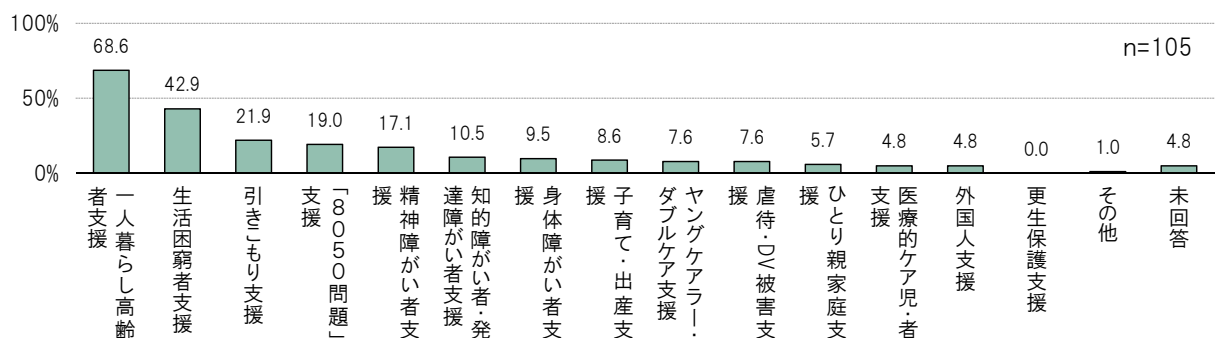
10) 今後、市内で増えてくると予測する課題

○「市内で増えてくると予測する課題」では、「介護」が54.3%で最も多く、次いで「経済的困窮」及び「認知症」が36.2%などとなっている。



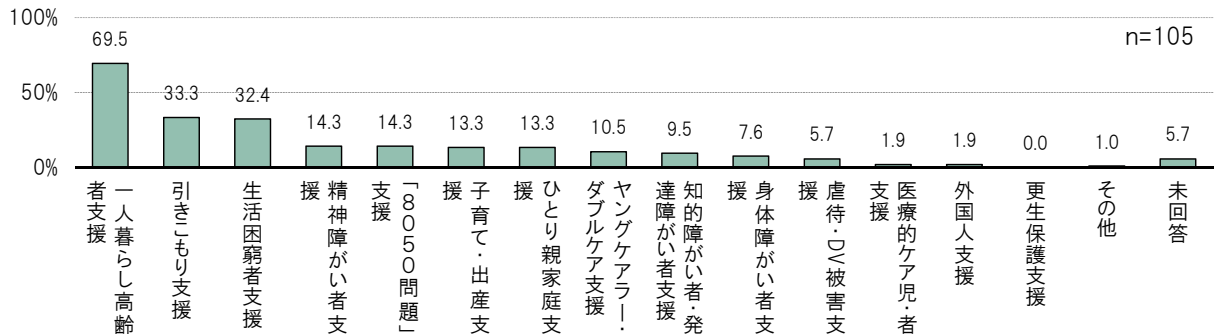
11) 今後、市内の専門職同士でより連携した方がよい課題

○「専門職同士でより連携した方がよい課題」では、「一人暮らし高齢者支援」が68.6%で最も多く、次いで「生活困窮者支援」が42.9%などとなっている。



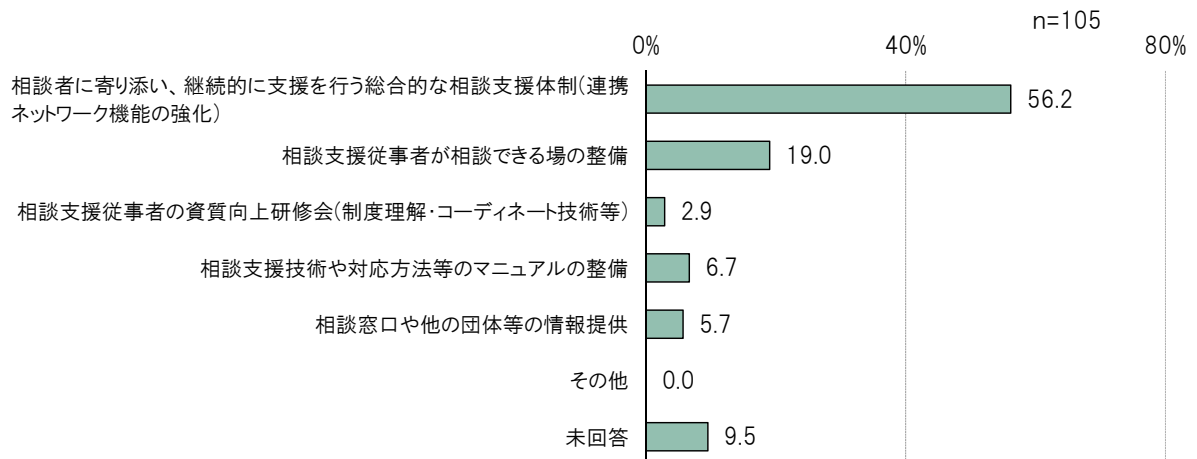
12) 今後、積極的に声掛け(アウトリーチ)が必要な課題

○「積極的に声掛け(アウトリーチ)が必要な課題」では、「一人暮らし高齢者支援」が69.5%で最も多く、次いで「引きこもり支援」が33.3%などとなっている。



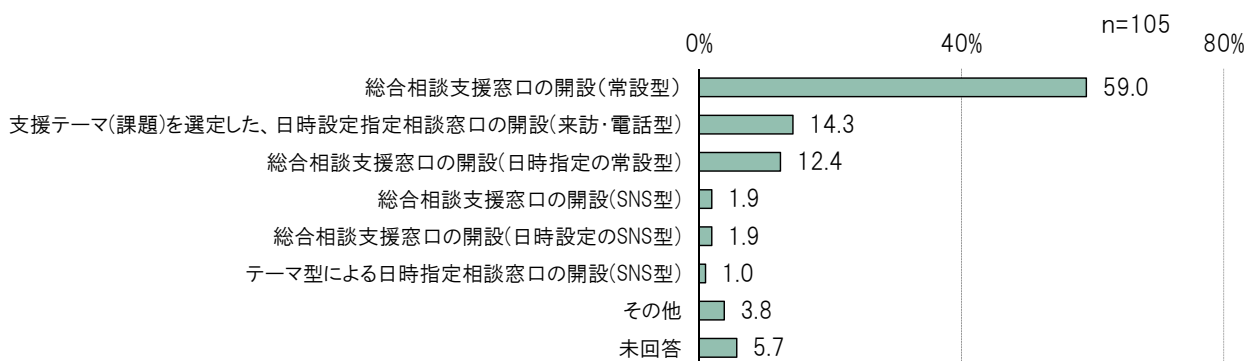
13) 今後の相談支援充実に向けて優先すべき事項

○「相談支援充実に向けて優先すべき事項」では、「相談者に寄り添い、継続的に支援を行う総合的な相談支援体制(連携ネットワーク機能の強化)」が56.2%で最も多くなっている。



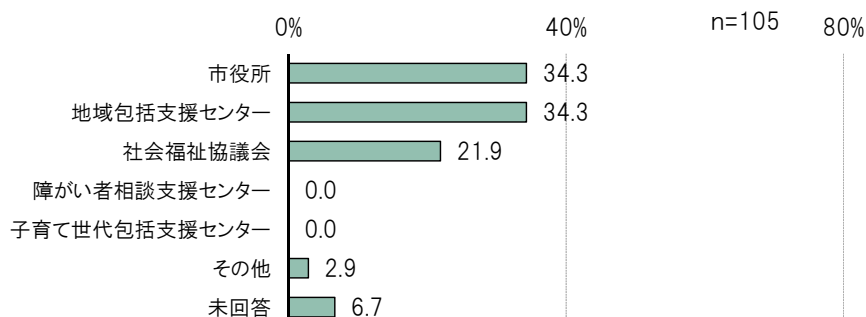
14) 市民が相談しやすい窓口体制方法

○「市民が相談しやすい窓口体制方法」では、「総合相談支援窓口の開設(常設型)」が59.0%で最も多くなっている。



15) 相談しやすい総合的な相談窓口の設置場所

○「相談しやすい総合的な相談窓口の設置場所」では、「市役所」及び「地域包括支援センター」が34.3%で最も多くなっている。



16) 「総合相談支援等」に関するアンケート調査結果まとめ

①支援従事者について

ケアマネージャー等の専門職や民生委員児童委員により、地域の人に対して、様々な相談支援が行われています。支援の対象となっている人の8割以上は「高齢者」となっており、支援従事者の約4割は経験年数が「5年未満」となっています。

②相談の状況

相談内容としては、児童に関しては「不登校」「ひきこもり」、障がい者に関しては「介護」「経済的困窮」、高齢者に関しては「介護」「認知症」が多くなっています。

一方で、支援従事者が十分に対応しきれず、「制度のはざま」と感じる課題として、「介護」「経済的困窮」「認知症」「ひきこもり」が多くなっています。

相談内容が多いものは、それだけ多種多様な課題があるものと考えられ、既存の支援体制や制度では対応しきれないケースがあるものと考えられます。

これらの課題は、今後も増加していくと考えられており、個別事情に寄りそった対応をどのように進めていくのか検討していく必要があります。

③アウトリーチ、連携について

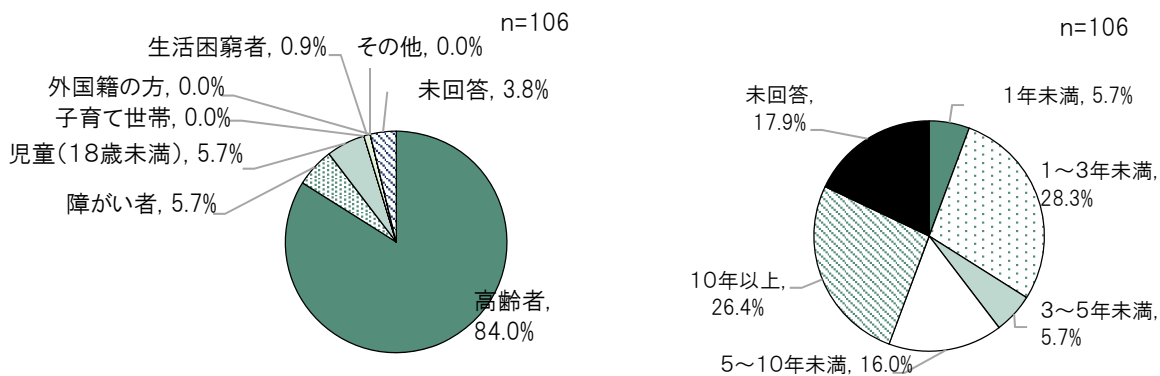
今後積極的に声掛け（アウトリーチ）すべき対象者は、「一人暮らし高齢者」と考える支援従事者が約7割と最も多くなっています。また、「一人暮らし高齢者」への支援に際しては、専門職同士での連携を強化する必要があると考えています。

大半の支援従事者は、「地域包括支援センター」や「市役所」との連携をすでに行っており、これらの機関以外にも「医療機関」「社会福祉協議会」「弁護士会」など様々な支援機関との連携が行われています。課題解決に向けては、様々な機関が連携し、一体となって、支援していく必要があると考えられます。

○「権利擁護等相談」に関するアンケートの調査結果

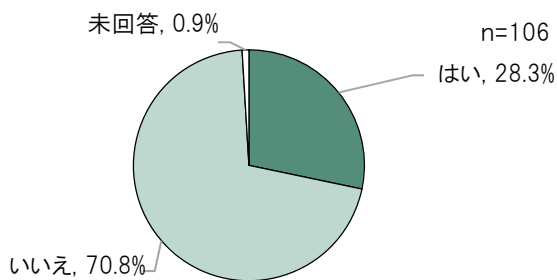
1) 支援している主な対象者と経験年数

○ 支援している主な対象者は「高齢者」が84.0%で最も多く、経験年数では「5年未満」の合計で、39.7%となっている。



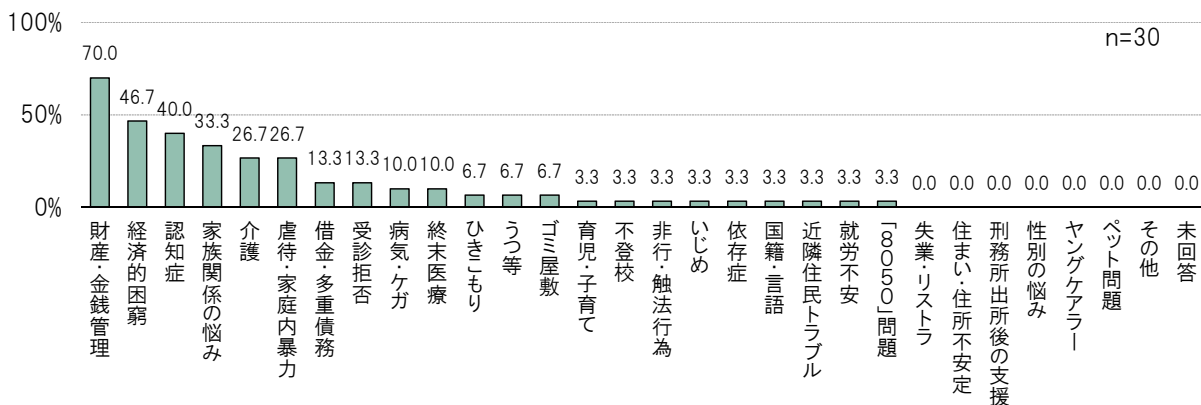
2) 地域で暮らしている方から権利擁護に関する相談を受けたことがあるか

○「相談を受けたことがある」は28.3%となっている。



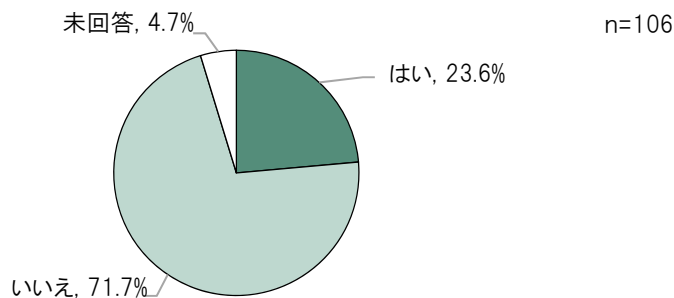
3) 権利擁護に関する相談内容

○ 受けた相談内容では、「財産・金銭管理」が70.0%で最も多く、次いで「経済的困窮」が46.7%などとなっている。



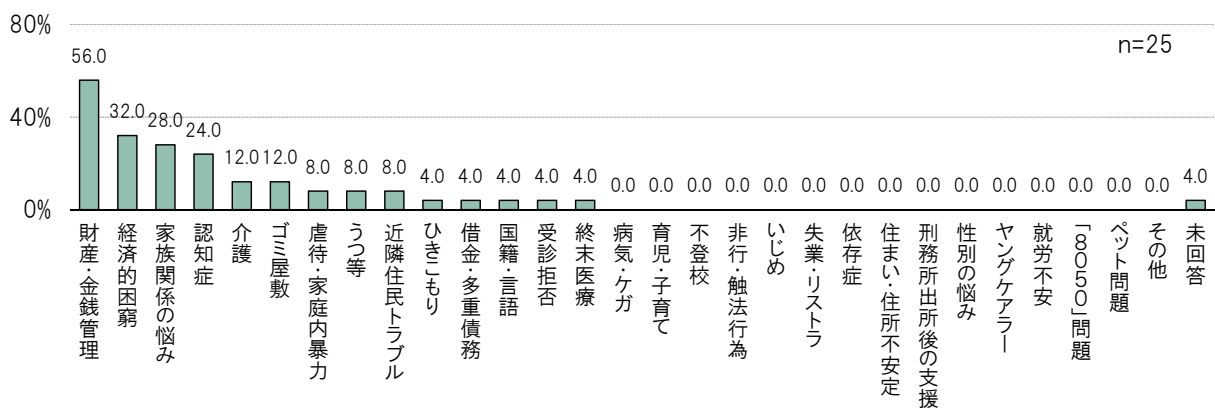
4) 権利擁護に関する相談で、相談機関の紹介・対応が困難なケースの有無

○ 相談機関の紹介・対応が困難なケースがあると答えた割合は23.6%となっている。



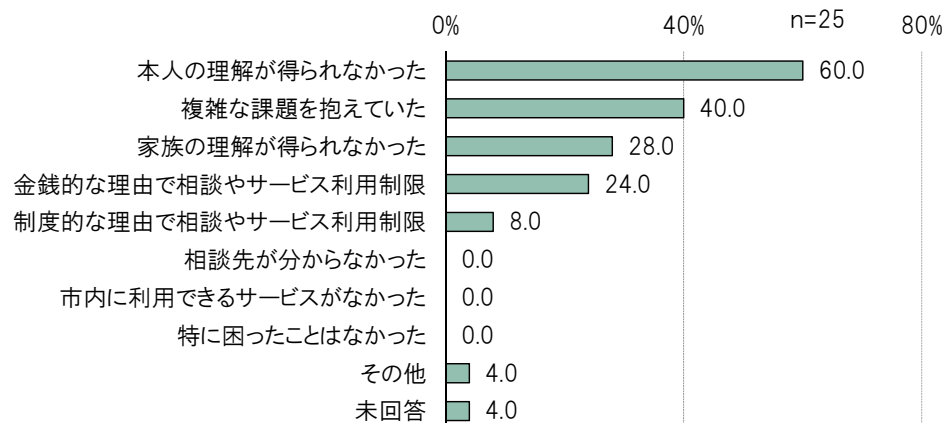
5) 紹介・対応が困難なケースであった相談内容

○ 紹介・対応が困難なケースの相談内容では、「財産・金銭管理」が56.0%で最も多く、次いで、「経済的困窮」が32.0%などとなっている。



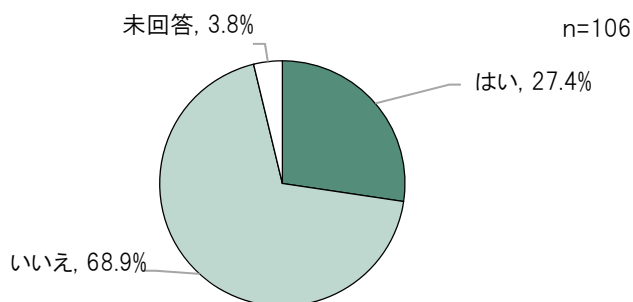
6) 紹介・対応が困難なケースの理由

○ 紹介・対応が困難なケースの理由では、「本人の理解が得られなかった」が60.0%で最も多く、次いで、「複雑な課題を抱えていた」が40.0%などとなっている。



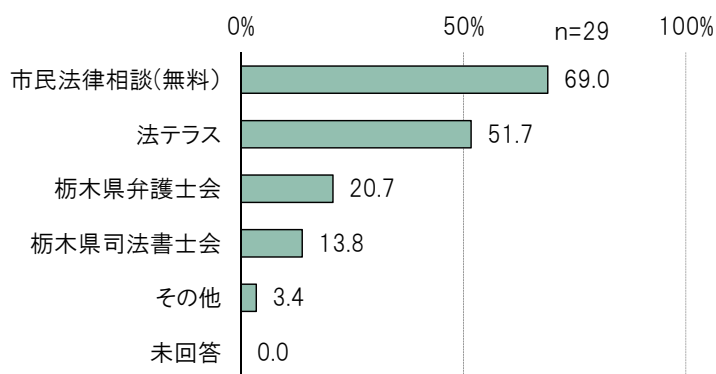
7) 地域の困っている方に法律に関する相談を薦めたことがあるか

○ 法律に関する相談については、「薦めたことがある」が27.4%となっている。



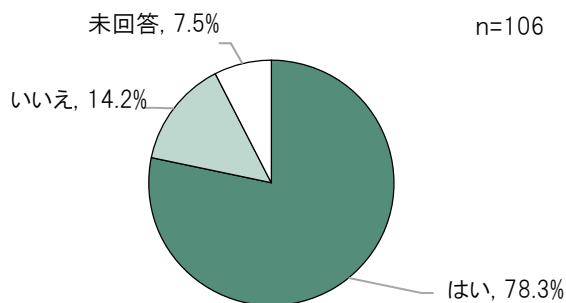
8) 法律に関する相談を薦めた相談先

○ 法律に関する相談先については、「市民法律相談(無料)」が69.0%で最も多くなっている。



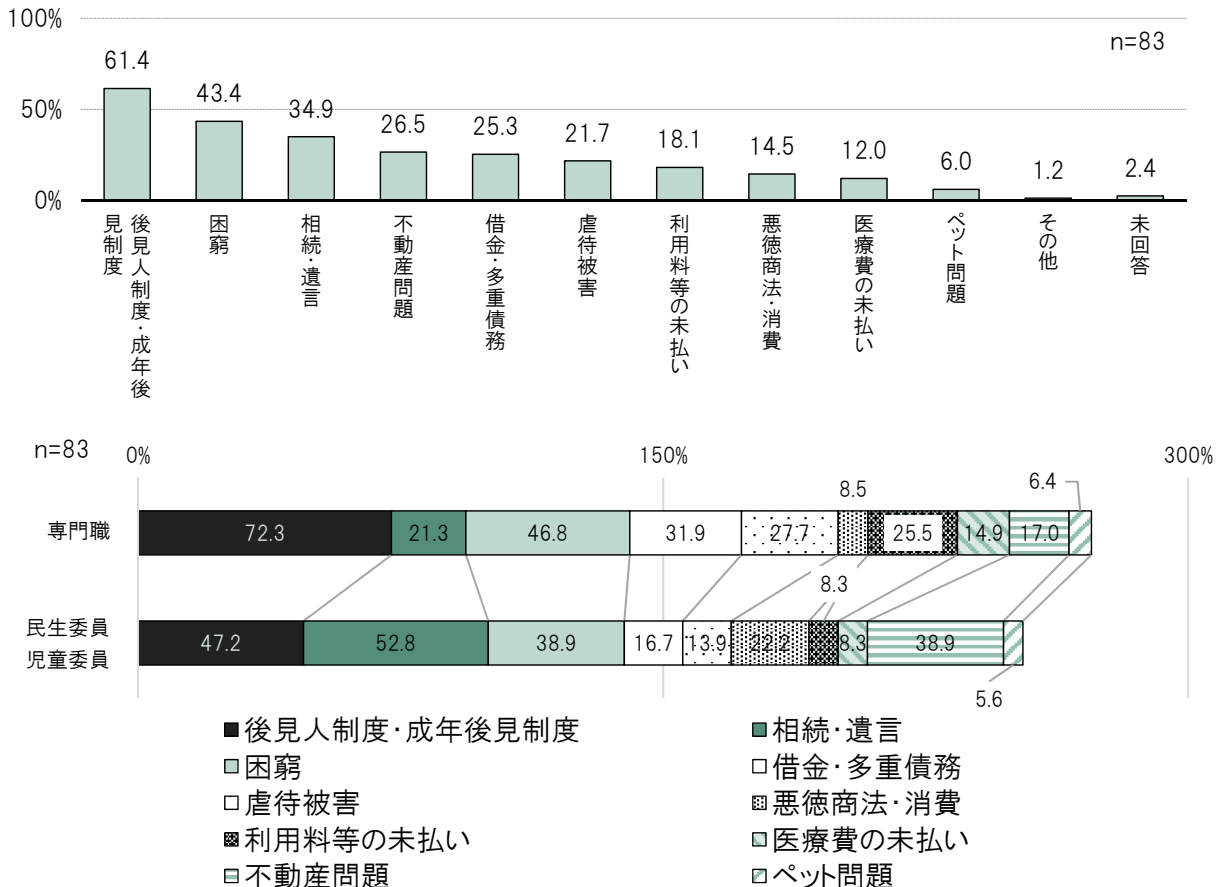
9) 専門職もしくは相談員が利用できる法律相談の必要性

○ 専門職もしくは相談員が利用できる法律相談の必要性については、「必要」が78.3%となっている。



10) 専門職もしくは相談員として相談したい内容

○ 専門職もしくは相談員として相談したい内容では、「後見人制度・成年後見制度」が61.4%で最も多く、次いで「困窮」が43.4%などとなっている。専門職では「後見人制度・成年後見制度」が72.3%と最も多く、民生委員児童委員では「相続・遺言」が52.8%と最も多くなっている。



11) 「権利擁護等相談」に関するアンケート調査結果まとめ

①相談の状況

権利擁護の相談を受けたことがある支援従事者は約3割、相談内容では「財産・金銭管理」「経済的困窮」が多くなっています。これらの課題に対しては「紹介・対応が困難」と考える支援者が大半であり、その理由としては「本人の理解が得られない」「複雑な課題を抱えている」が多くなっています。

②支援従事者のスキルアップについて

権利擁護の課題に対し、支援従事者の大半が法律相談を利用したいと考えており、「後見人制度・成年後見制度」や「困窮」等に関し、支援従事者への専門的な助言が必要とされています。

4. 支え合いネットワーク連絡会における意見交換会結果

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向け、令和4年7月に、市内5地区（烏山、向田、境、七合、南那須）において、自治会長、民生委員児童委員、見守り組織の方々など地域活動を実施している方々で、地域における支え合い活動（①声かけや見守り、②家事・食事支援、③外出・移動手段、④居場所づくり）についての現状、課題、アイデア等についての意見交換会を実施しました。

以下のような意見がありました（抜粋）。

①声かけや見守り（あいさつ、定期的な訪問）の現状・課題及びアイデア

分類	内容
見守り活動	現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流が難しい。 ・見守りの要不要の把握。本人の情報の確保。 ・誰がするのか、相手側が受け入れてくれるのか。 ・個人情報への壁がある。 ・地域見守り活動への登録等でなかなか対象者があがらない。 ・訪問を嫌がる人や、来てほしくない人の対応。 ・見守り対象の人の情報をどこまでオープンにしてよいか疑問。 ・独居老人宅が多く、隣家とも離れており冬場の見守りが難しい。 ・夏場は外に出ているので確認できる。
	アイデア <ul style="list-style-type: none"> ・自治会内での仕組み作りが必要。 ・自治会とは別組織で見守り、出来ればもっと小さい単位で（近所）。 ・班員と班長、自治会長との連携。 ・回覧板で状況を書いてもらってはどうか。 ・ボランティア団体を作り訪問する。 ・本人の希望確認。遠方からの見守りで対応（気かけ対応）。 ・避難計画があるので、もう少し活用方法を考えた方がよい。 ・行政にて方向性、勉強会等を計画して欲しい。
声かけ	現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しの場がコミュニケーションの場にもなっている。 ・コロナの影響で地域のコミュニケーションは薄れている。 ・畑仕事での声掛け実施中。 ・声掛けや見守りをできる人、回数には限界もある。 ・月1の回覧での声掛け ・回覧板等廻りでの様子が判る。 ・声かけや見守りに行っても耳が遠い為（電話も）通じない。 ・コロナの影響で声かけが出来なくなっている。
	アイデア <ul style="list-style-type: none"> ・回覧物の配布時を利用し各班長に直接手渡しをお願いする。 ・田の水回りでの声掛け。
自治会未加入	現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会を脱会した人へ、自治会が見守りを行うことに抵抗がある。 ・高齢者が自治会を脱会してしまうと、孤立等の情報が入らない。 ・経済的理由で自治会を抜ける人がいる。 ・アパートの住人との対応。 ・自治会に加入していない人が多くなり後継者が少ない。 ・旧住民はつながりがあるが、新住民はつながりがない。
	アイデア <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は自治会費半額。 ・見守りを続けながら、自治会への入会促しをかける。

①声かけや見守り（あいさつ、定期的な訪問）の現状・課題及びアイデア

分類	内容
民生委員活動	現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会と民生委員の情報が共有されない。 ・訪問時に経済的問題の訴えが多くなってきている。 ・単身の高齢者世帯（80歳代）を月1回訪問している。週1回の声掛けをすれば良いと思うが、頻繁過ぎると対象者から嫌われるのではないかと考えて控えている。 ・民生委員だけでは大変である。 ・高齢者世帯や一人暮らし（65歳以上）の人達への定期的な訪問は民生委員が月1回は最低でも訪問しているが不十分と思われる。 ・1人暮らしの人以外は、あまり訪問はしない。
	アイデア <ul style="list-style-type: none"> ・皆で課題を共有する場があれば。 ・自治会役員と民生委員の連携。 ・民生委員を自治会がフォローする体制作りが必要。 ・地域における区長、会計といった地元の役員の方々にも定期的な訪問（月1回）を行ってもらおう。
その他	現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・お祭りの開催がない。 ・空き家の環境対策。
	アイデア <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画等を合わせてデータ共有。 ・グループを組んで散歩しながらの情報交換。

②家事・食事支援（掃除、ゴミ出し、日常外の家事等）の現状・課題及びアイデア

分類	内容
食事支援	現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の食事確保が困難。 ・家事や食事支援という家庭内での支援については、お互いの信頼関係が無いと難しい。しかしその構築が難しい。 ・家族のいない寝たきりや、四肢に麻痺のある人。 ・高齢の男性世帯においての家事・食事の支援を必要としている率は高いと思われる。
	アイデア <ul style="list-style-type: none"> ・市が補助金を出し弁当の配達をする。 ・支援者グループの組織化が必要になる。 ・食事支援は個人や地域では無理があるので、個々に業者に依頼してもらおう。
清掃・ゴミ出し	現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しは近所の人が出してくれている人もいる。 ・ゴミ出しルールが年毎に細かくなっているの、ゴミ出し表に書いてあっても見ていない（昔のルールのままで理解している） ・ゴミ集積所まで遠い。 ・ゴミ出し問題（自治会未加入者）。 ・住居へ立入る定義（紛失事故等のリスク）。 ・用事があると自治会長に電話があつて手伝いをしている。 ・一般の人が個人の家に入るのは難しい。 ・民生委員として、ゴミ出し支援を行ったこともある。 ・単身世帯・高齢者世帯になり、外部のゴミ出し・草刈り・高所作業等環境整備が出来なくなる。内部においても家事作業・清掃等の作業ができず不衛生になる。これらをカバーする為のボランティア等の組織が必要。家庭内に立ち入るとプライベートな問題もでてくるので注意が必要。
	アイデア <ul style="list-style-type: none"> ・回収してもらえなかった物を回覧板で周知する。 ・簡易な保管所等設置し回収。 ・地域包括支援センターに相談する。 ・助っ人からすの活用。 ・ゴミ出し等、1時間以内で終わる内容の作業について、各自治会で対象者をリストアップし、相手の了解を得て、地域お助け隊を結成し活動する。

②家事・食事支援（掃除、ゴミ出し、日常外の家事等）の現状・課題及びアイデア

分類		内容
日常外の家事	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土手草刈り・清掃草刈り ・地域に自主的に草刈りや除草剤散布を行ってくれる人がいる。 ・民生委員としても家のまわりなどの片づけは何らかの方法で検討したい。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者の把握、内容の仕訳、協力業者のリスト化。 ・市の働き掛けで各地域で（仮称支え合い協力員）を公募養成し対応する。 ・直接お話し（個別に）出来たらよいと思う。
その他	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を知らせる方法、ボランティアや福祉関係の情報をホームページに掲載してもPCなどがない人は見られない。 ・気軽に頼めるボランティアの確保。 ・対象者が依頼できるボランティアの確保。 ・今年度から見守り委員会を発足して対応していくことになった。 ・希望者の把握が出来ていない。 ・個人の生活状況等の把握が難しい。 ・終活準備作業による移動運搬処理にかかわる協力支援体制（高齢者）。 ・不安を持っている人はいるが、困りごとが言い難い。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやチラシの作成配布。 ・寄付金を募る。 ・時間と気持ちに余裕のある有償ボランティアを増やしていく。 ・行政を含めた専門の人をお願いすることだと思います。

③外出・移動手段（通院、買物等）の現状・課題及びアイデア

分類		内容
移動手段	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人同士で一緒に出掛けたりしている。 ・タクシー券制度があるが、同居者がいると使えなくなる。 ・デマンドがあるが、自由に場所を選択できない。また時間に自由が無い。 ・市営バス等公共の交通機関の運行が少ない。 ・車での送迎等は大きなハードルがある。 ・金銭的な負担が多すぎる。 ・デマンド交通の利用向上、相乗りになるので時間がかかる。 ・タクシー券が足りない。 ・免許証返納後の移動手段の確保。 ・区域外へのアクセス情報。 ・90歳過ぎても運転している人が何人か居る。家族が言っても聞かない。 ・市のサービスを知らない人が多い。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドの有効利用。 ・タクシー券の見直し、利用。 ・年齢、所得に応じた優遇処置 ・学校バスの使用（巡回） ・買い物協力隊のようなボランティアを組織して応援していく。
通院	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者が通院や買物を支援者に依頼するのは、遠慮もありなかなかできない。 ・通院の場合はタクシーを利用しなければならないケースが多い。 ・遠距離通院の車代の経済的負担が大きい。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の病院と連携を図りテレビ電話による問診、薬の処方等の実施、配達。 ・通院にあたっては近隣の市町にデマンドが運行できると助かる人も出てくる。 ・対象者支援を頼み通院時の付き添いをお願いする。

③外出・移動手段（通院、買物等）の現状・課題及びアイデア

分類		内容
買物	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドで移動する場合は買い物の制限がある。 ・移動販売が無くなった。 ・女性の人達の中には、近隣の人同士でグループを組み、自家用車を交代で出して対応している場合もある（買い物）。 ・食料品の移動販売がある（野菜の個人販売）。 ・個人的に近所の人をお願いしている人もいる。 ・買物バスツアーを月1回実施中。 ・横断歩道の設置
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人又は民生委員の人がリストを書いてもらい週1回程度買い物代行をしてあげてはどうか。 ・移動販売

④居場所づくり（誰もが気軽に集まれる場）の現状・課題及びアイデア

分類		内容
高齢者（地域）の居場所	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・集まれる場所が無い。 ・1人暮らしの人の居場所が無い。 ・世代交流の場がない。 ・現在、自宅を開放して囲碁愛好会、いきいきサロン、三味線教室、踊り稽古等に居場所提供。 ・廃業した場所を提供し居場所づくりを行っている。 ・居場所があっても行くことが無い（行きたくない、足が悪く痛いとかで出かけられない）。 ・男性の集まりはある（育成会、消防、お祭りなど）が、女性の集う場所がないと感じる。 ・足がある人は集まれる。足がない人を乗せる人が少ない。 ・いきいきクラブの利用。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢単身者のニーズを把握し、家に長時間過ごしている高齢単身者を外へ連れ出しレクリエーション・ゲームなど、楽しむことができる場所づくりを進める。 ・web会議のようなりモート機能を使い、自宅にしながら市内住民の顔を見ながらお話しやお茶飲みの出来る環境や電源を入れるだけで繋がれるモニター設備を作ってみてはどうでしょうか。 ・空き家などを利用して居場所づくりが出来たらよいと思う。子供と一緒に過ごせる場所。
サロン・ふれあいの里	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの里が高齢者の居場所づくりの場として大きな役割を果たしている。 ・（サロン等の）後継者不足。 ・参加者が限定的になっている。 ・サークルなどの参加を呼び掛けているが集まらない。 ・声をかけるが「まだ入る年齢ではない」と考える人も。 ・現在は地区公民館が役割を担っていると思います。健康づくりの「いきいきサロン」は女性の高齢者の場となっているが、自治会に加入していない高齢単身者が気軽に集まれる場所はない。 ・場所と接待者不足（単なるボランティアでは長続きしない） ・ふれあいの里を開催しても来ない人は来ない。 ・いきいきサロンを開催しているが最近体調不良で約半数に激減。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・足なし、遠距離の人への乗合車の提供。 ・市貝町で実施している古民家活用の縁側活動のようなもの（多少収入がないとダメだと思う）。

④居場所づくり（誰もが気軽に集まれる場）の現状・課題及びアイデア

分類		現状と課題
公民館	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、自治会館等が無く、人が集まれる場所が無い。 ・公民館以外の集合場所はなかなかないと思う。 ・先ず場所が無い。公民館も魅力的な空間にはなっていない ・公民館活動・自治会館があるが、立地が悪く集まりにくい。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所で地域の皆様との交流。 ・何より場所の選定が難しい。 ・公民館など、曜日を決めての開放。
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会と民生委員との話し合いの場が無い。 ・「どのような人が対象で、どこで利用手続きをするか」ということを知っておく。 ・アパートが増え、つながりがない人が増えている。 ・廃校・廃公所等の活用。 ・公共の施設不足。 ・イベントを開催しても来る人は固定で、本来来てほしい人（日中独居）が来ない。 ・いきいきクラブ等の後継者不足。 ・行事が減った。
	アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有とPR、友人グループ作り（定期、定時、お茶会）。 ・今は、行わなくなった古くからの行事、習わし等を復活させ、年配者と若い人との交流の場にする。 ・相談窓口を作る。

（意見交換会のまとめ）

①声かけや見守り（あいさつ、定期的な訪問）

声かけや見守りは主に、ご近所同士、班長、見守り隊、民生委員児童委員などにより行われています。声かけについては、見かけた住民への声かけや回覧での声かけなどが行われています。見守りについては、行政と社協が連携しながら定期的な訪問等の見守りが必要な人のリストを作成し、民生委員等が中心となり、見守り活動を行っています。しかしながら、民生委員だけでは数が足りない状況があります。また、見守りが必要な人のプライバシーの問題があり、だれもが見守り活動に参加できる状況にありません。

見守り活動の充実に向けたプライバシー確保（個人情報保護）の問題や担い手の確保が課題となっています。また、見守りを希望しない人への対応も課題となっています。

②家事・食事支援（掃除、ゴミ出し、日常外の家事等）

家事や食事支援といった家庭内の支援については、支援する側とされる側との信頼関係が重要となります。場合によってはヘルパーなどのプロの手を借りる必要があると考えられます。

ゴミ出しについては、ゴミ出しのルールが守られないことや、自力でゴミ出しができない人への対応、自治会未加入者のゴミ出しの問題などが見られます。自力でゴミ出しができない人に対しては、ご近所さんや民生委員児童委員が支援する場合があります。この場合にも、敷地や住宅内へ入る必要があり、プライバシーへの配慮が必要となります。

また、誰がどのような支援を必要としているのかの把握が難しい状況が見られます。

声かけや見守り、近所付き合いなど、日頃から気をかけ合うことが重要と考えられます。

③外出・移動手段（通院、買物等）

運転免許証の返納や公共交通機関の不便さなどから、外出時の移動手段として、ご近所同士の助け合いやデマンド交通、タクシー券制度などの利用が行われています。

デマンド交通については、自由に場所を選択できない、相乗りになるので時間がかかる、金銭的な負担が大きい、区域外へのアクセスができないなどの課題が見られます。

タクシー券制度では、高齢者以外の同居者がいる場合は使えない、遠距離通院等における経済的負担が大きいなどの課題が見られます。

買い物については、移動販売が無くなってしまったケースがみられる一方で、野菜の個人販売による移動販売や、買い物バスツアーの実施などが行われています。

支援が必要な人のニーズに沿った福祉サービスの提供に努めるとともに、地域住民や民間事業者等との連携による対策の推進が必要と考えられます。

④居場所づくり（誰もが気軽に集まれる場）

誰もが気軽に集まれる場としては、育成会、消防団、お祭り、女性会などの機会が見られ、高齢者の居場所としては、集いの場、高齢者ふれあいの里、いきいきクラブなどが挙げられています。

地域によっては、これらの集まる場所や機会が少ないところも見られます。地域の状況に合わせた対応が必要と考えられます。

また、集まる場所への移動手段の問題や、メンバーの固定化といった課題も見られます。地域福祉の推進に向けては、地域住民一人ひとりが役割をもち、団体や事業者、行政等と連携していくことが必要となります。地域の状況に合わせながら、複合的な課題に対しても対応していく必要があると考えられます。

第4期那須烏山市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：令和5年3月

編集：那須烏山市 健康福祉課

〒321-0526

栃木県那須烏山市田野倉85-1 保健福祉センター内

TEL：0287-88-7115 FAX：0287-88-6069

URL：<https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>

那須烏山市社会福祉協議会

〒321-0526

栃木県那須烏山市田野倉85-1

TEL：0287-88-7881 FAX：0287-88-9747

URL：<https://www.nasukarasuyama-shakyo.or.jp>

